奈井江町
子ども・子育て支援事業計画
（第３期）

計画期間　　第１期：平成２７年度～平成３１年度（令和元年度）
　　第２期：令和２年度～令和６年度
　　第３期：令和７年度～令和 11 年度
策　　定　　令和７年３月３１日

奈　井　江　町

日本一の直線道路のまち
奈井江町

目　次

第１章　計画の策定に当たって 1

第１節　計画策定の目的 1
第２節　計画の位置づけ 1
第３節　計画の期間 2

第２章　計画の基本的な考え方 3

第１節　計画の基本理念 3
第2節 子ども人口の推移 4
　１　子ども人口の推移 4
　２　計画年間の子ども人口 5
　３　基本的な視点 6
第３節　教育・保育提供区域の設定 6

第３章　奈井江町の子どもと子育て家庭の現状と課題 7

第１節　人口と世帯の状況 7
　１　総人口と総世帯の状況 7
　３　人口動態 8
　５　女性の就業状況 9
　６　配偶関係の状況 10
第２節　ニーズ調査からみた奈井江町の子育て環境について 12
　１　子育てしやすいまちづくりについて 12
　２　教育・保育に求めること 13
第３節　奈井江町におけるサービスの状況 16
　１　認定こども園（保育所型） 16
　２　生殖補助医療費助成事業 17
　３　妊婦一般健康診査 17
　４　妊婦保健指導・栄養指導 17
　５　陣痛タクシー事業（令和６年度～） 17
　６　新生児・乳児訪問事業 17
　７　産後ケア事業（令和５年度～） 18
　８　放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 18
　９　その他のサービス 18

第４章　分野別施策の展開 21

第１節　基本目標：子育てをみんなでサポート 24
施策の目標１：子育て支援サービスの充実 24
施策の目標２：教育・保育の充実 26
第２節　明るく元気な子どもをみんなでサポート 28
施策の目標１：関係機関の連携強化 28
施策の目標２：児童生徒の健全育成 29
施策の目標３：地域が支える子ども活動 30
第３節　のびのび健やかに生み育てる環境づくり 31
施策の目標１：親になることの意識啓発 31
施策の目標２：保健・医療・福祉サービスの充実 32
施策の目標３：食育の充実 33
施策の目標４：生活環境の整備 34
第４節「子どもはまちづくりのパートナー」夢をふくらませ、みんなでまちづくり 35
施策の目標１：子どものまちづくりへの参画 35

第５章　子ども・子育て支援サービスの量の見込みと確保策 36

第１節　幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保策 37
１　量の見込み 37
２　提供体制の確保の内容及びその実施時期 37
３　幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保 37
第２節　地域子ども・子育て支援拠点事業の量の見込みと確保策 38
１　提供体制及びその確保策 38
２　量の見込みと確保策（数値目標） 42

第６章　計画の推進 44

第１節　計画の推進に当たっての役割分担と連携 44
第２節　計画の進行管理 44

資料編 45

資料１　条例 46
資料２　子ども・子育て会議委員名簿 49
資料３　計画策定の経過 50

第１章　計画の策定に当たって

第１節　計画策定の目的

国内では少子化が急速に進行する中、共働き家庭の増加、子育てに不安や負担を抱える保護者、特別な支援が必要な子どもと子育て世帯への支援、SNS が社会に定着する中でのコミュニケーションの変化など、子どもや子育てを取り巻く環境は常に変化しています。

国では、平成 24 年８月に「子ども・子育て支援法」を始めとする「子ども・子育て関連三法」を成立させ、平成 27 年４月から幼児期の学校教育や保育・地域の子育ての量の拡充や質の向上を進める「子ども子育て支援制度」をスタートさせました。

奈井江町では、これまでも平成 17 年に「奈井江町新エンゼルプラン」を策定し、平成 27 年からは「奈井江町子ども・子育て支援事業計画（第１期）」をスタートさせ、次代を担う子どもたちの健やかな成長を願い、子育て支援に取り組んできました。

また、「奈井江町まちづくり計画（第６期）」ではメインテーマとして「おもいやり明日へ」を掲げ、子育て支援を町政の最重要課題のひとつとして取り組んできました。

令和２年度から推進してきた「奈井江町子ども・子育て支援事業計画（第２期）」が令和６年度で最終年を迎えることから、第１期、第２期における進捗状況を踏まえ、地域社会全体で子どもと、子どもの成長の重要な基盤である子育て家庭を支援し、子どもの健やかな成長を総合的に支援する計画として、「奈井江町子ども・子育て支援事業計画（第３期）」を策定します。

また、住民や教育、保育関係者、地域、行政が協働で取り組んで行く施策、事業の方向を明らかにし、子どもの健やかな成長と子育てを社会全体で支援する体制づくりを整備することを目的とします。

第２節　計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第６１条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」とし、すべての子どもたちと子育てをする家庭を対象に進めていく、子育て支援事業や体制の方向性を示す計画とします。

同法の内容に基づき、教育・保育及び地域・子育て支援事業の提供体制の確保内容及び実施時期や子ども・子育て支援法に本福業務の円滑な実施に関する内容を定めます。

本町における子育て支援施策は、子ども・子育て支援関連三法や児童福祉のみならず、保健・医療、雇用、住環境等、まちづくりの中で総合的な視野で実施していくことが重要と考えるため、「奈井江町まちづくり計画（第７期）」や「奈井江町教育ビジョン」、「第２次奈井江すこやかプラン（食育推進計画含む）」や「障がい児福祉計画」等、既存

の計画との整合性を図り、子育て支援体制を総合的、一体的に進める計画としています。

〔奈井江町子ども・子育て支援事業計画と他計画との関連性〕

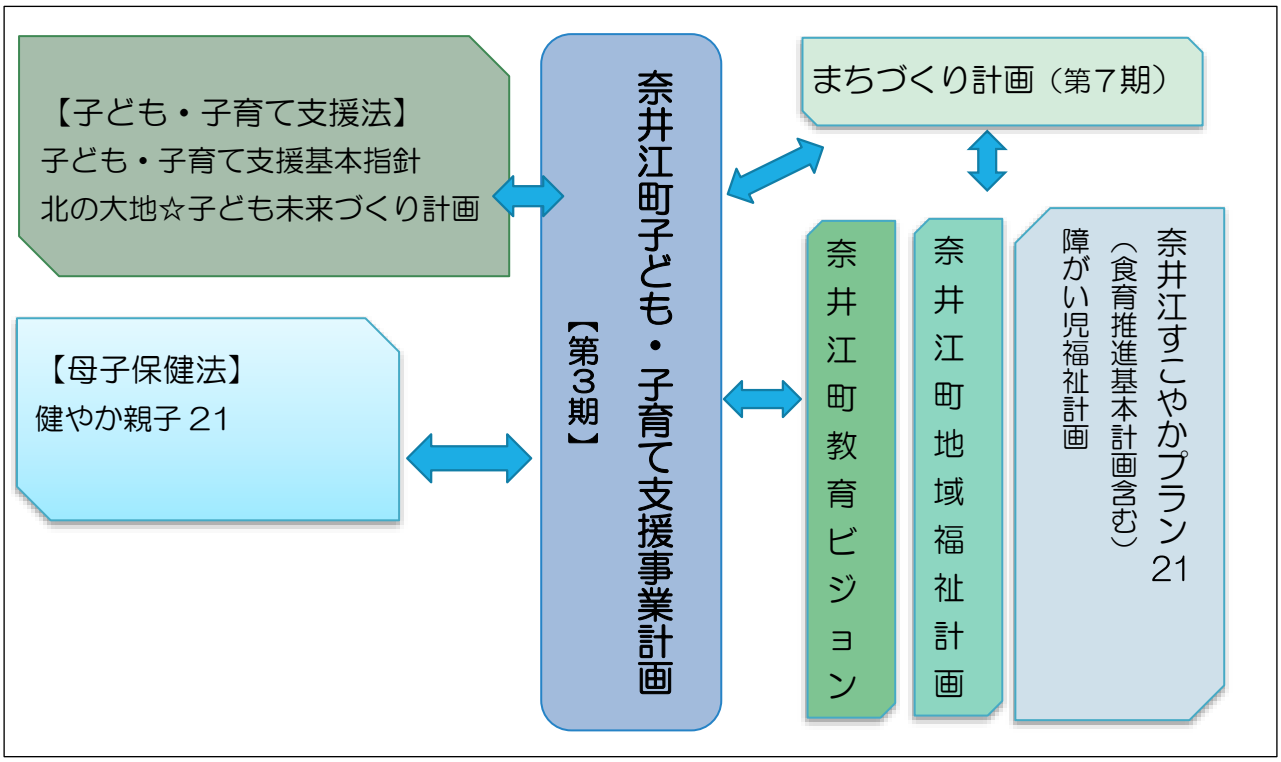

第３節　計画の期間

子ども・子育て支援事業計画は、令和７（2025）年度から、令和 11（2029）年度までを計画期間とします。

令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度	令和 15 年度	令和 16 年度
奈井江町子ども・子育て支援事業計画〔第３期〕									
			↑必要に応じ中間見直し	見直し	奈井江町子ども・子育て支援事業計画〔第４期〕				

第２章　計画の基本的な考え方

第１節　計画の基本理念

本町では、次代を担う子どもたちが奈井江町の豊かな自然や人と人との関わりの中で、心豊かな人間として成長し、大人のパートナーとして尊重され、様々な権利が守られて幸せに暮らせるまちづくりを目指し、平成 14 年に「子どもの権利に関する条例」を制定しました。また、平成 17 年に「奈井江町まちづくり自治基本条例」の施行と同時に、「まちづくり計画」をスタートし、新エンゼルプランを進めてきました。本計画では、これまでの考え方を踏襲し、第２期の計画と同様に基本理念を以下のとおりとし、安心して子育てができる「まちづくり」を進めます。

＜基本理念＞

みんなでいっしょに子育て応援、
未来へつなぐまちづくり

第２節　子ども人口の推移

１　子ども人口の推移

令和５年４月の住民基本台帳によると、本町の 18 歳以下の人口は 558 人で、その内 11 歳児以下の人口は 320 人でした。令和元年～令和６年の間の推移をみると、18 歳以下については 56 人、11 歳以下については 35 人の減少となっています。

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
０歳	20	23	18	15	18
１歳	24	24	27	19	18
２歳	30	24	27	26	23
３歳	32	32	25	26	26
４歳	30	32	32	24	28
５歳	33	31	32	31	25
６歳	27	32	29	35	29
７歳	25	28	31	30	37
８歳	39	25	29	31	30
９歳	31	38	25	28	31
10 歳	32	31	38	25	30
11 歳	32	32	31	38	25
12 歳	30	31	31	33	40
13 歳	39	29	32	31	33
14 歳	36	39	30	32	31
15 歳	44	35	40	29	30
16 歳	42	46	33	39	30
17 歳	55	42	44	35	39
18 歳	43	52	37	41	35
0～2 歳合計	74	71	72	60	59
3～5 歳合計	95	95	89	81	79
6～8 歳合計	91	85	89	96	96
9～11 歳合計	95	101	94	91	86
0～11 歳合計	355	352	344	328	320
0～18 歳合計	644	626	591	568	558

資料：　４月１日現在の住民基本台帳

２　計画年間の子ども人口

計画年間である令和７年～11 年人口については、令和元年～５年の住民基本台帳に基づき、コーホート変化率法※を用いて推計しました。これによると、本町の 18 歳以下の人口は、令和７年は 520 人で、令和 11 年には 475 人と、５年間で 45 人の減少が見込まれます。

11 歳以下の児童人口は、令和７年には 305 人に、令和 11 年には 260 人となり、５年間で 45 人の減少が見込まれます。

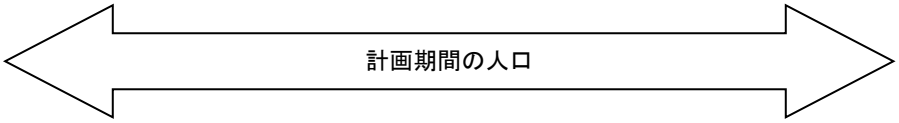

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
０歳	15	15	15	15	15
１歳	18	18	18	18	18
２歳	23	20	20	20	20
３歳	20	23	20	20	20
４歳	23	20	23	20	20
５歳	26	23	20	23	20
６歳	28	26	23	20	23
７歳	25	28	26	23	20
８歳	30	26	29	27	25
９歳	37	29	25	28	26
10 歳	29	37	29	25	28
11 歳	31	29	37	29	25
12 歳	30	31	29	37	29
13 歳	25	30	31	29	37
14 歳	40	25	30	31	29
15 歳	33	40	25	30	31
16 歳	30	32	39	24	29
17 歳	29	30	32	39	24
18 歳	28	27	28	20	36
0～2 歳合計	56	53	53	53	53
3～5 歳合計	69	66	63	63	60
6～8 歳合計	83	80	78	70	68
9～11 歳合計	97	95	91	82	79
0～11 歳合計	305	294	285	268	260
0～18 歳合計	520	509	499	478	475

※「コーホート変化率法」とは、各コーホート（同じ年又は同じ期間に生まれた人々の集団のこと）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

資料：令和元年～令和５年の人口をもとに算出した推計値。

３　基本的な視点

先の基本理念を受け、この計画における基本的な視点を次の４点とします。

（１）地域で子育て支援する視点

子育て支援の第一義的責任は保護者にありますが、子どもは社会を担う重要な一員であるという認識を踏まえ、家庭のみならず、子どもに携わる関係者、地域や企業、行政が一体となりそれぞれの責任の元、子育てを行うことができるよう進めます。

（２）次代を担う長期的な視点

次代の担い手である子どもたちを、長期的な視点に立ち、個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、子どもの実態を踏まえ、学校・家庭・地域の教育力を向上させるための支援を充実させます。

（３）健康を重視する視点

子育てで重要なのは、家庭での健康増進が第一です。保健・医療サービスの充実を図り、安心して子どもを生み育てるまちづくりを進めます。

（４）子どもからの視点

すべての子どもが幸せにすくすくと成長できるよう、その時々のニーズに合ったサービスを提供するため、子ども達の意見を聴きながら取組を進めます。

第３節　教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、需要の指標となる量の見込みやその確保策を「教育・保育提供区域」ごとに設定することが、「子ども・子育て支援法」に定められています。

本町には、中学校１か所、小学校１か所、認定こども園１か所があります。教育・保育提供区域は、事業資源の配置バランス上の枠組みであり、細かく設定すれば、きめこまやかな計画になりますが、弾力的な運用がしづらいものとなります。本町では、引き続き、町内全域で柔軟な需給体制を確保するため、教育・保育提供区域を全町一地区と設定します。

第３章　奈井江町の子どもと子育て家庭の現状と課題

第１節　人口と世帯の状況

１　総人口と総世帯の状況

住民基本台帳による令和６年３月末現在の本町の人口は 4,776 人で、減少が続いています。世帯は 2,598 世帯、一世帯当たりの人口は 1.83 人となっており、一世帯当たり人口は減少傾向が続き、世帯の少人数化が進んでいます。

〔人口と世帯数の推移〕

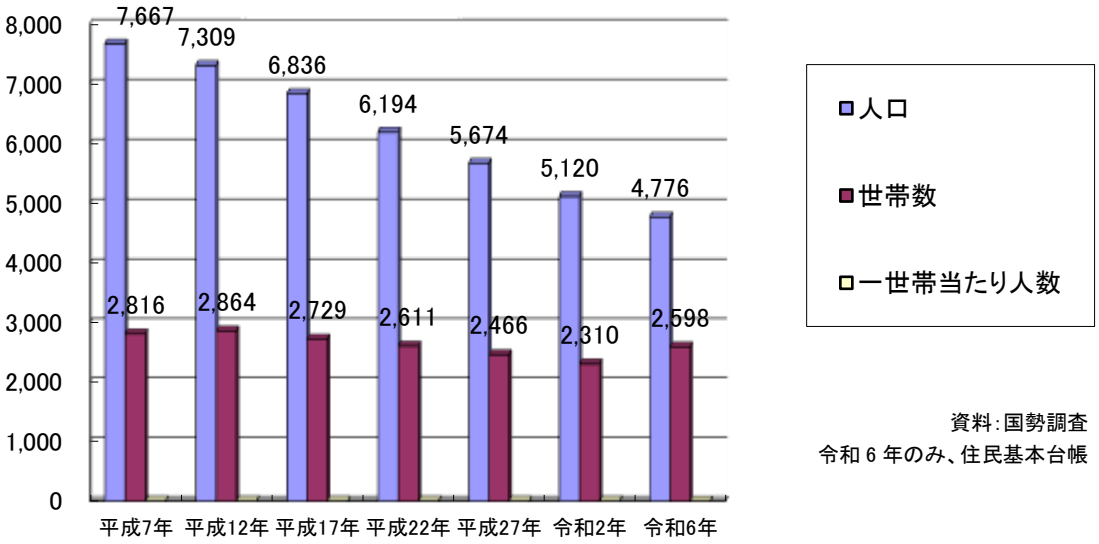

資料：国勢調査
令和 6 年のみ、住民基本台帳

	平成７年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	令和 6 年
人口	7,667	7,309	6,836	6,194	5,674	5,120	4,776
世帯数	2,816	2,864	2,729	2,611	2,466	2,312	2,598
一世帯当たり人数	2.72	2.55	2.50	2.37	2.31	2.21	1.83

２　年齢３区分人口の推移

国勢調査による令和２年の 15 歳未満の年少人口は 439 人、年少人口比率は 8.6%です。一方、65 歳以上の老齢人口は 2,189 人、高齢化率は 42.8%となっています。年齢３区分の人口の推移をみると、少子・高齢化が進行しています。

資料：国勢調査

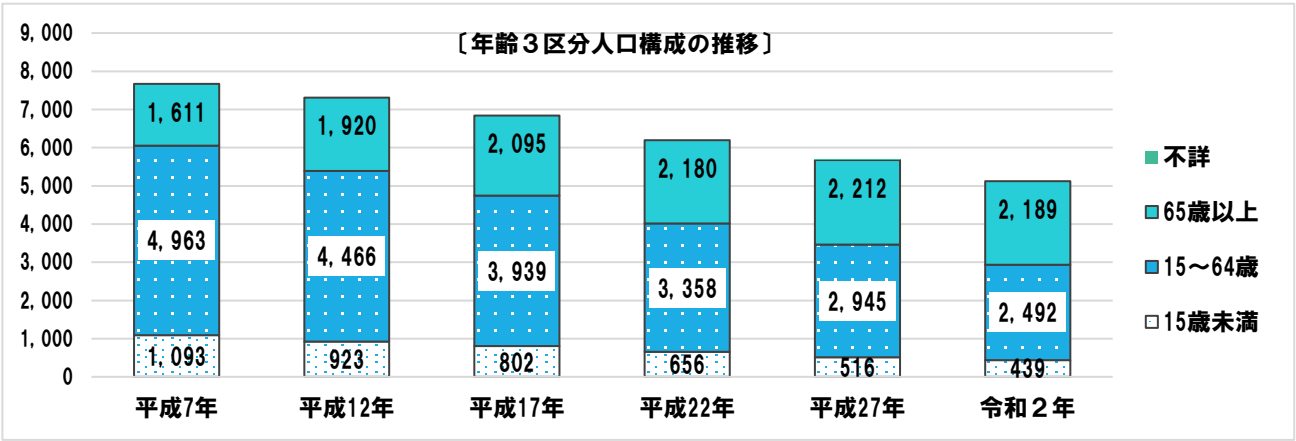

３　人口動態

平成１６年から令和５年までの人口動態について、自然動態は、死亡が出生を上回る自然減が続いています。社会動態でも転出が転入を上回る社会減が続き、自然動態と社会動態を加算した人口動態では、人口減の状況が続いており、平成 26 年から令和５年までの約 10 年間の平均で約 107 人ずつの減少となっています。

〔人口動態（人）〕

	人口						
	自然動態			社会動態			人口増減
	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減	
平成 16 年	40	91	−51	223	304	−81	−132
平成 17 年	44	95	−51	228	260	−32	−83
平成 18 年	38	71	−33	165	280	−115	−148
平成 19 年	36	91	−55	195	249	−54	−109
平成 20 年	23	106	−83	148	250	−102	−185
平成 21 年	28	87	−59	170	213	−43	−102
平成 22 年	26	89	−63	167	212	−45	−108
平成 23 年	26	82	−56	156	204	−48	−104
平成 24 年	21	108	−87	170	207	−37	−124
平成 25 年	27	98	−71	155	208	−53	−124
平成 26 年	30	111	−81	123	186	−63	−144
平成 27 年	19	101	−82	127	158	−31	−113
平成 28 年	30	104	−74	118	144	−26	−100
平成 29 年	18	96	−78	121	96	25	−53
平成 30 年	20	95	−75	139	141	−2	−77
令和元年	24	106	−82	131	178	−47	−129
令和 2 年	19	80	−61	117	144	−27	−88
令和 3 年	16	110	−94	128	166	−38	−132
令和 4 年	18	115	−97	137	167	−30	−127
令和 5 年	17	90	−73	99	131	−32	−105

資料：住民基本台帳
（各年度末）

４　世帯類型等の推移

令和２年の世帯類型別の世帯数は、核家族世帯が 1,292 世帯、三世代世帯が 78 世帯、単独世帯が 825 世帯となっています。構成割合をみると、単独世帯が徐々に増加し、全体の３割以上を占めており、核家族世帯、三世代世帯は減少傾向となっています。

〔世帯類型等の推移〕

	平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
単独世帯	754	27.6%	837	32.1%	837	34.1%	825	35.9%
核家族世帯	1,642	60.2%	1,500	57.4%	1,399	57.1%	1,292	56.3%
３世代世帯	211	7.7%	148	5.7%	116	4.7%	78	3.4%
その他の世帯	122	4.5%	126	4.8%	100	4.1%	102	4.4%
合計 (一般世帯数)	2,729	100.0%	2,611	100.0%	2,452	100.0%	2,297	100.0%

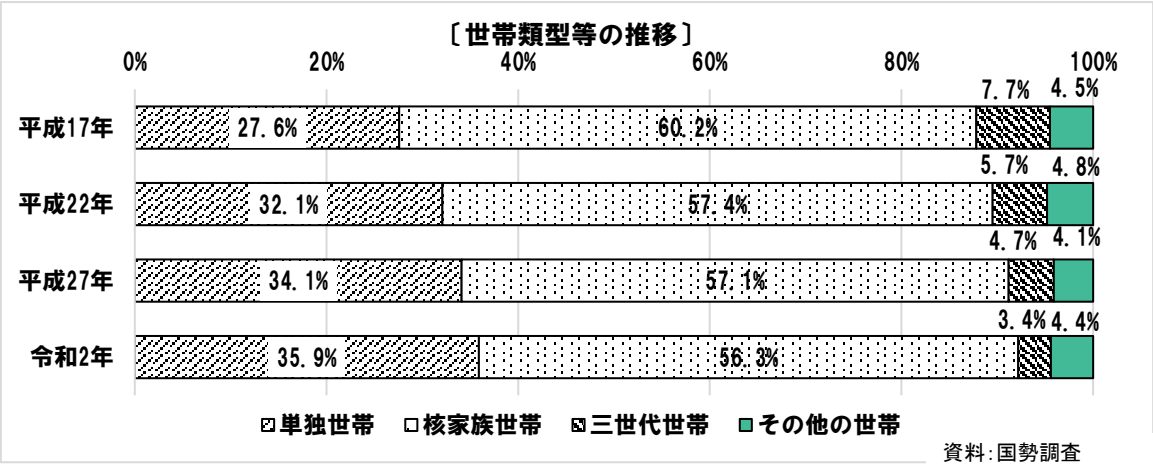

資料：国勢調査
※世帯については、一般世帯

5　女性の就業状況

年齢別にみた女性の就業率の傾向については、出産・育児期にあたる 20 歳代後半から 30 歳代にかけても高くなっており、晩婚又は未婚及び出産・育児期に離職せずに就業を続ける人が増えていることが考えられます。

〔女性の就業者数の推移〕

	平成 17 年			平成 22 年			平成 27 年			令和 2 年		
	就業者数	人口	割合	就業者数	人口	割合	就業者数	人口	割合	就業者数	人口	割合
15～19 歳	12	132	9.1%	13	117	11.1%	12	125	9.6%	14	84	16.7%
20～24 歳	72	115	62.6%	54	81	66.7%	52	76	68.4%	33	59	55.9%
25～29 歳	96	156	61.5%	58	85	68.2%	57	80	71.3%	57	68	83.9%
30～34 歳	106	188	56.4%	97	135	71.9%	56	85	65.9%	76	90	84.4%
35～39 歳	118	173	68.2%	119	177	67.2%	98	135	72.6%	71	96	73.4%
40～44 歳	142	196	72.4%	131	175	74.9%	138	179	77.1%	103	131	78.7%
45～49 歳	157	193	81.3%	136	182	74.7%	134	168	79.8%	138	173	79.8%
50～54 歳	181	281	64.4%	138	191	72.3%	131	175	74.9%	130	163	79.8%
55～59 歳	181	294	61.6%	159	266	59.8%	135	186	72.6%	125	169	74.0%
60～64 歳	110	281	39.1%	132	276	47.8%	126	261	48.3%	129	189	68.2%
65 歳以上	149	1,233	12.1%	172	1,307	13.2%	188	1311	14.3%	234	1,287	18.1%
合計	1,324	3,242	40.8%	1,209	2,992	40.4%	1,127	2,781	40.5%	1,110	2,509	44.2%

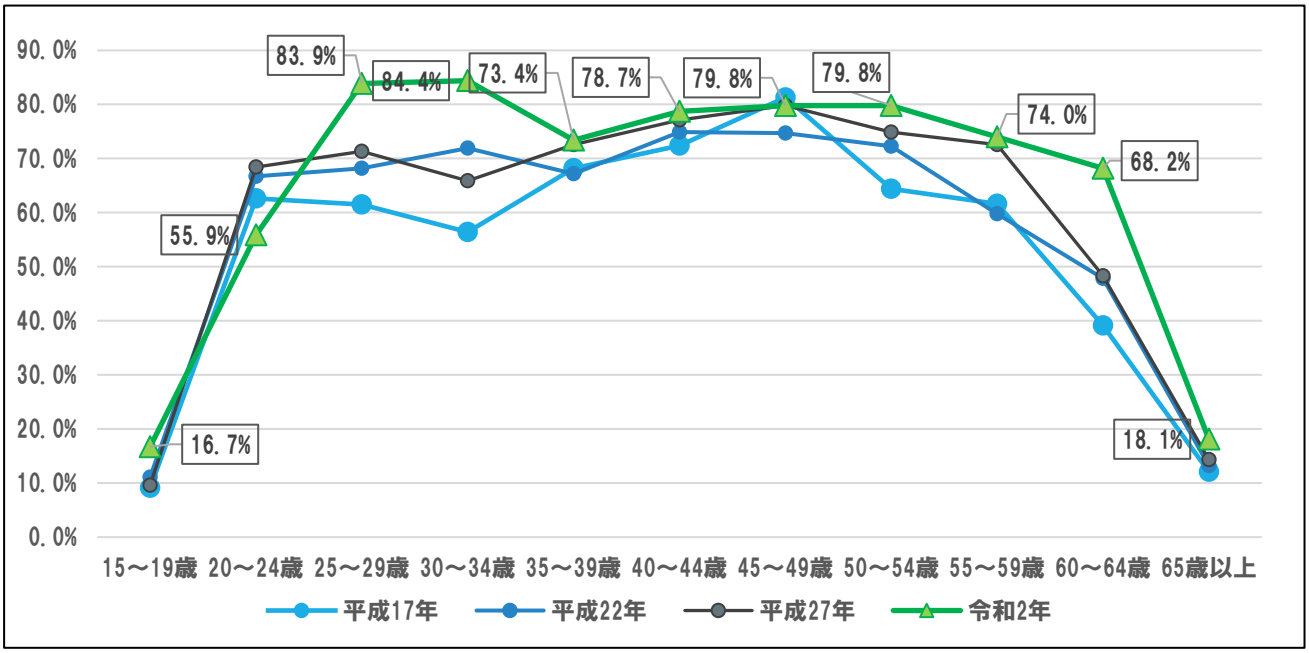

6　配偶関係の状況

未婚率は、平成 22 年（2010 年）までは年々上昇していましたが、平成 27 年（2015 年）からは減少に転じました。令和 2 年度（2024 年）では、男性は若干の上昇、女性は若干の減少となっていますが、晩婚化・非婚化の傾向は続いています。

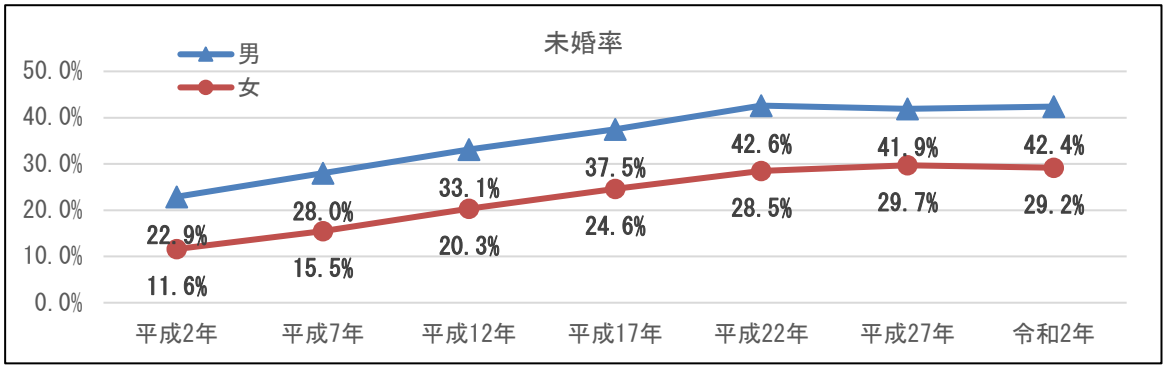

〔25～49 歳年齢区分別未婚率〕　　【男性】

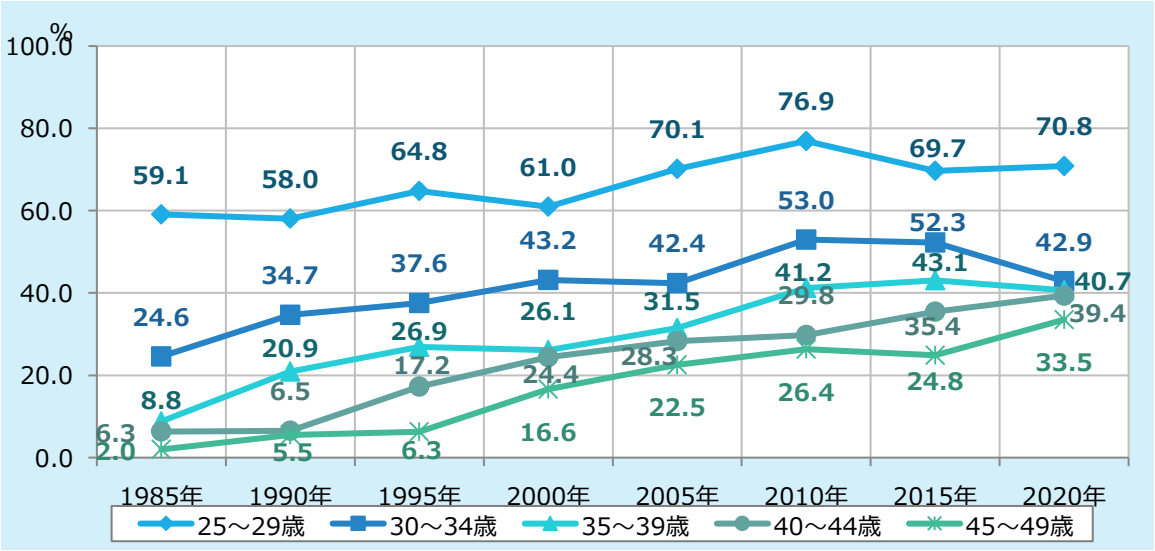

【女性】

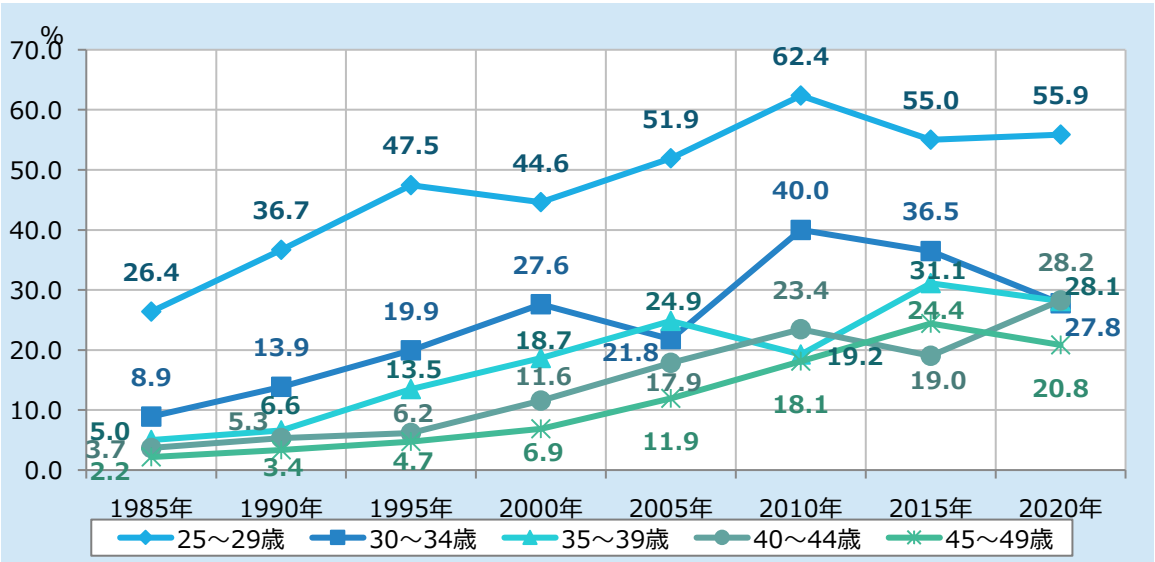

（全国） 資料:国勢調査

7　出生数の推移

本町における出生数は、ほぼ横ばいで推移しています。

〔出生数・出生率の推移〕

	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和２年	令和３年
出生数	19	19	23	21	18
出生率	3.5	3.6	4.4	4.1	3.6
合計特殊出生率（町）	1.36	1.36	1.36		
合計特殊出生率（道）	1.29	1.27	1.24	1.21	1.2
合計特殊出生率（国）	1.43	1.42	1.36	1.33	1.3

資料：合計特殊出生率（国・道）＝「北海道保健統計年報」、
町データ＝「空知地域保健情報年報」R2、3 のみ住民
基本台帳「北海道保健統計年報」（各年 12 月末）

第２節　ニーズ調査からみた奈井江町の子育て環境について

子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査は、教育・保育サービスの利用意向や子育て支援に関する施策ニーズ等を把握し、計画づくりの基礎資料とするため、令和６年１月に実施しました。回収の状況、調査結果からみえる、奈井江町の子育て環境に関する状況は次のとおりです。

対象	配布数	回収数	回収率
小学生以下の子どもがいる全世帯	151	98	64.9%
小学生の子どもがいる全世帯	182	110	60.4%

１　子育てしやすいまちづくりについて

〔子育てをしやすいまちづくりのために重要だと思うこと〕

「遊び場（公園や児童館など）の整備」が一番多く、就学前保護者 62.2%、小学生保護者 54.5%。次に多いのが「経済的支援」で就学前保護者 60.2%、小学生保護者 52.7%となっています。

就学前児童の保護者

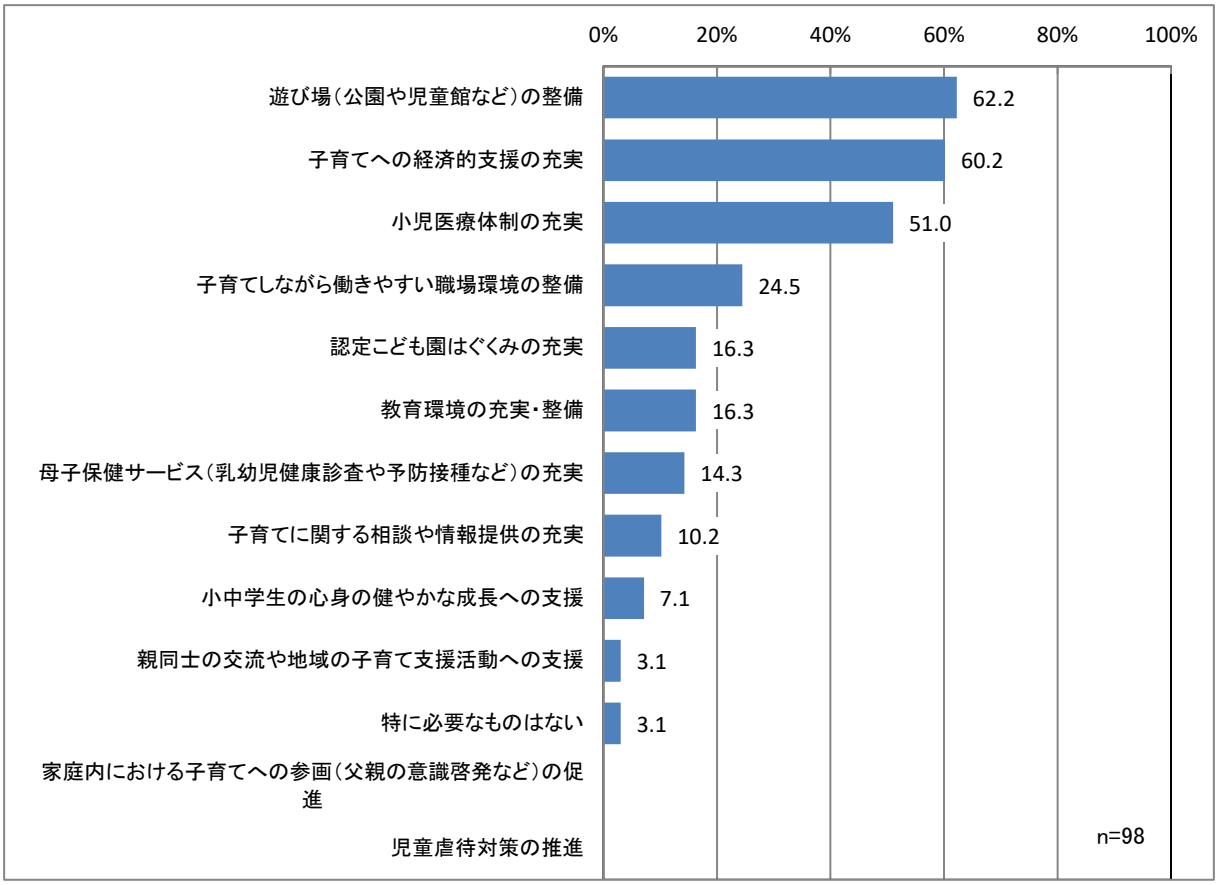

※資料：奈井江町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査（令和6年1月）

小学生児童の保護者

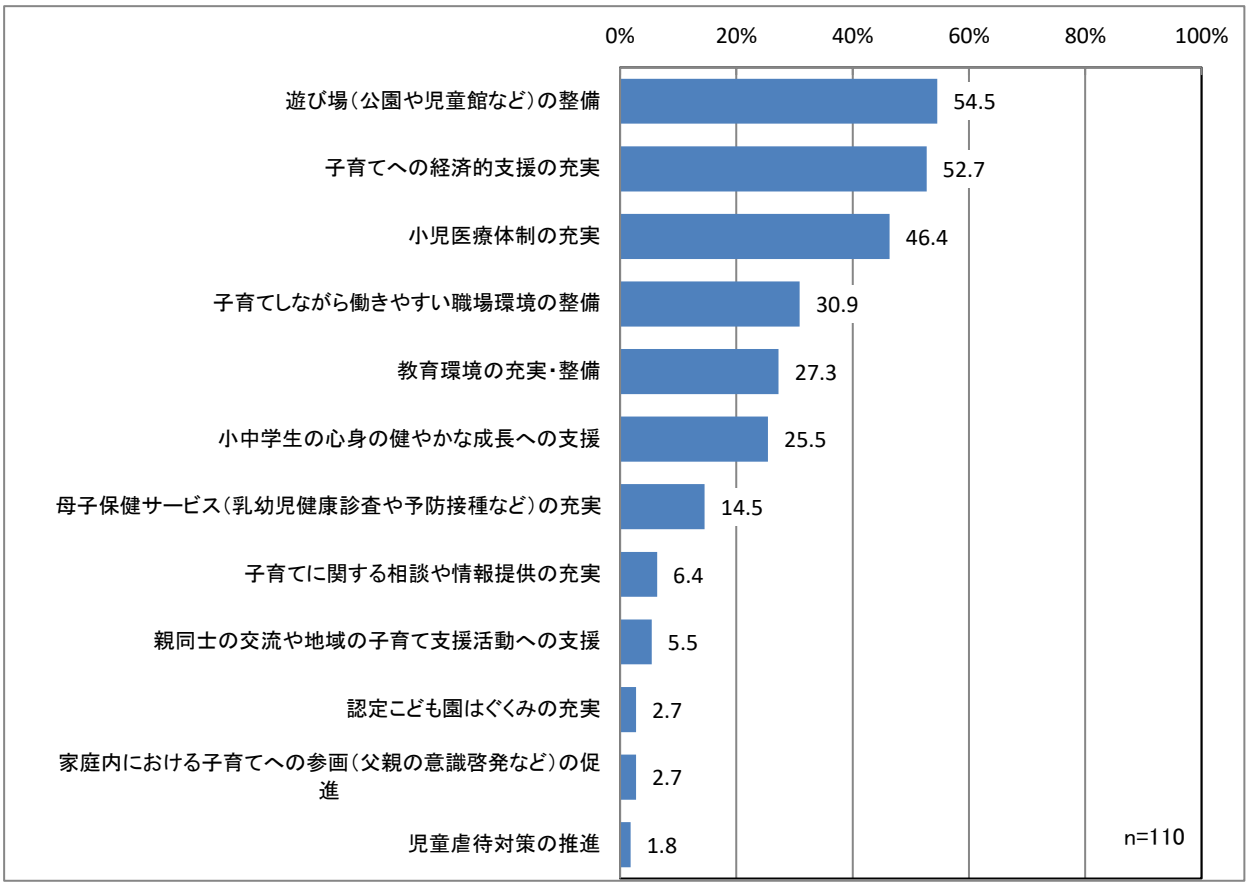
0%
20%
40%
60%
80%
100%
遊び場（公園や児童館など）の整備
54.5
子育てへの経済的支援の充実
52.7
小児医療体制の充実
46.4
子育てしながら働きやすい職場環境の整備
30.9
教育環境の充実・整備
27.3
小中学生の心身の健やかな成長への支援
25.5
母子保健サービス（乳幼児健康診査や予防接種など）の充実
14.5
子育てに関する相談や情報提供の充実
6.4
親同士の交流や地域の子育て支援活動への支援
5.5
認定こども園はぐくみの充実
2.7
家庭内における子育てへの参画（父親の意識啓発など）の促進
2.7
児童虐待対策の推進
1.8
n=110

２　教育・保育に求めること

認定こども園（幼稚園・保育園）に望むことについては、「友だちとのびのびと遊ぶこと」（62.2%）が最も多く、次いで「集団で行動できるようになること」（50.0%）、次いで「自然体験などの多様な体験」「しつけや生活習慣をみにつけること」（35.7%）となっています。

友達とのびのびと遊ぶ中で、集団での行動を身に着けること、多様な体験や生活習慣を身に着けることが求められています。

また、小学校で子どもに身につけてほしいことについては、「人と仲良くつきあえる等、社会生活を営む上で必要な態度や能力」（未就学児保護者 63.3%、小学生保護者 76.4%）が最も多く、「読み書き計算など日常的に必要な基礎的学力」（未就学児保護者 41.8%、小学生保護者　45.5%）、次いで「自らを律し、他を思いやる心や感動する心など豊かな人間性」（未就学児保護者 35.7%、小学生保護者　43.6%）、「社会の中で力強く生きていくために必要な思考力、判断力、表現力」（未就学児保護者 35.7%、小学生保護者 40.0%）となっています。

〔幼稚園・保育園・認定こども園に望むこと〕

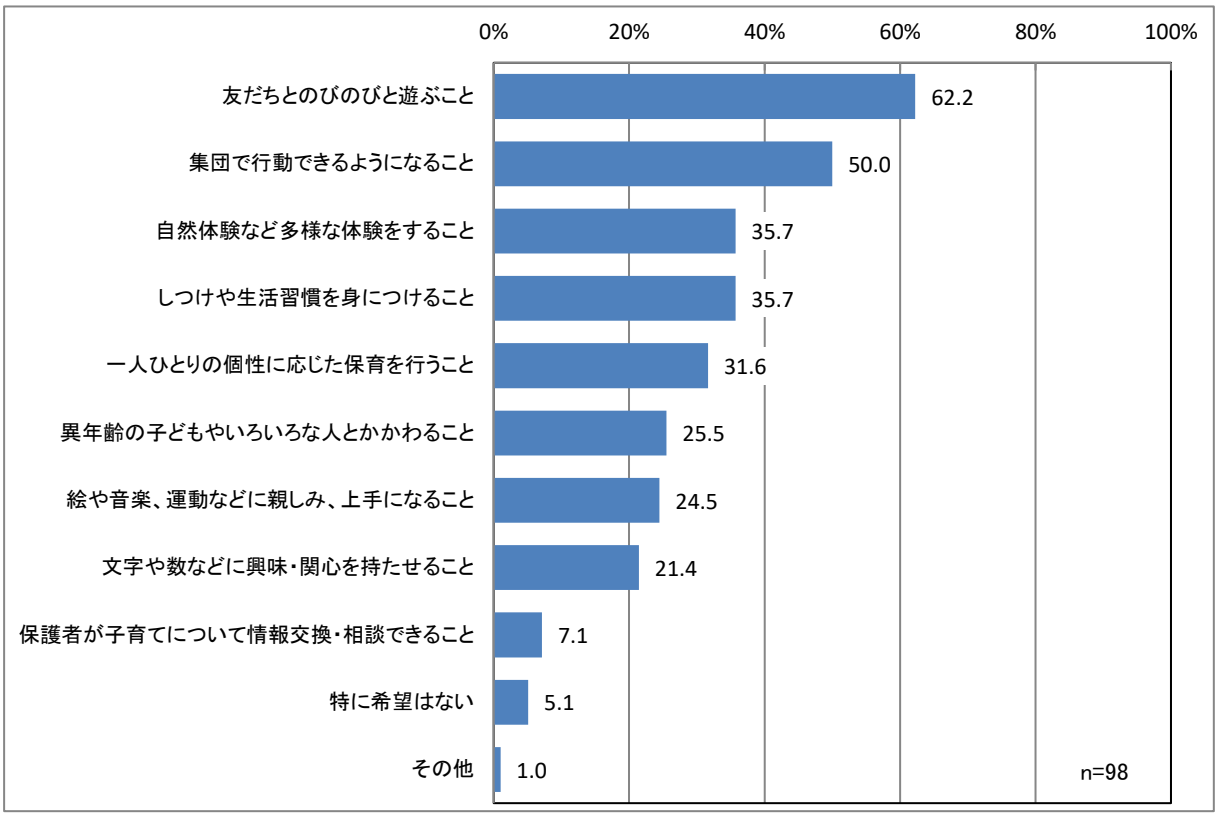

※就学前児童の保護者

資料：奈井江町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査（令和6年1月）

〔小学校で子どもに身につけてほしいこと〕

就学前児童の保護者

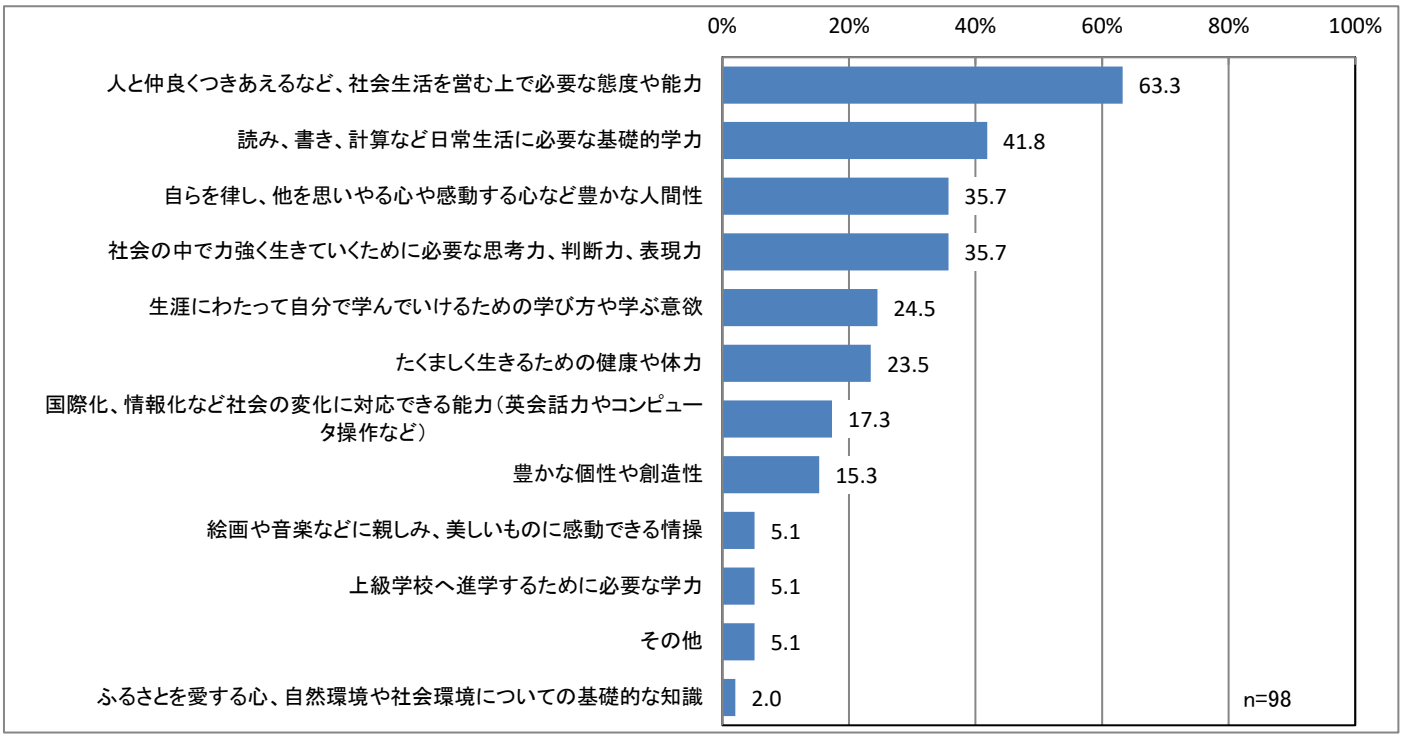

小学生児童の保護者

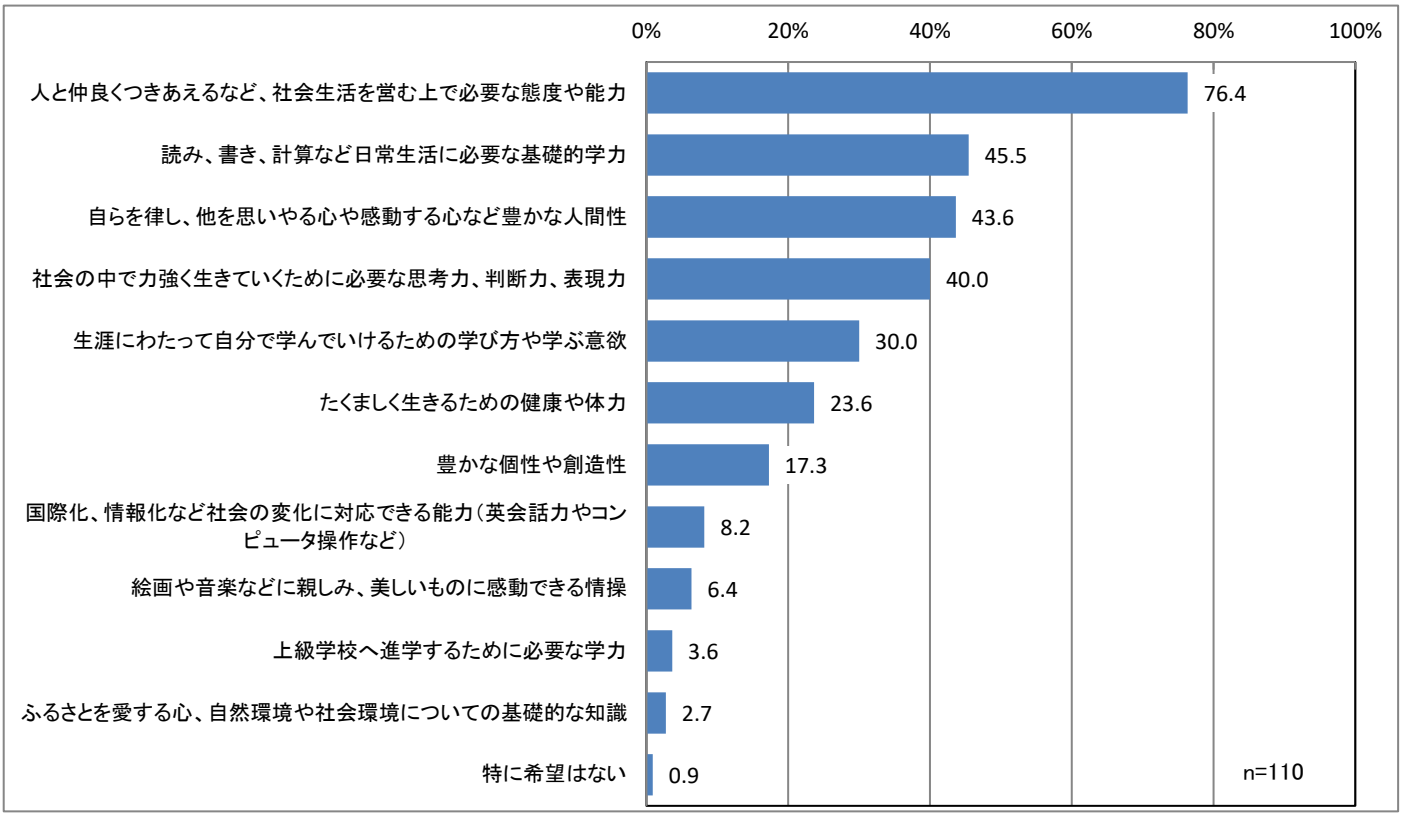

資料：奈井江町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査（令和6年1月）

第３節　奈井江町におけるサービスの状況

１　認定こども園（保育所型）

奈井江町では、幼保一体的な施設である「認定こども園はぐくみ」を平成 26 年４月より、町内１か所でサービスを提供しています。一時的保育については、１歳から受入れをしており、令和５年度は、年間延 95 人（実人数 16 人）、短時間児を対象とした預かり保育は、月 12 日を上限に実施しており、年間延 54 人（実人数 15 人）の利用がありました。

子育て支援センターでは、交流活動室を午前９時 30 分から 11 時 30 分（週１回のみ午後１時 30 分～３時 30 分）の時間に開放しています。また、なかよし広場と子育て講座をそれぞれ月１回開催しています。

令和６年度からは、役場内に移り、保健センターと同じフロアで運営しています。

〔認定こども園はぐくみ〕

対象	定員	所在地	開所時間
生後8か月～	長時間保育児:90 人 短時間保育児:30 人	奈井江町本町8区	月曜～土曜日 （午前7時 30 分～午後6時 30 分）

〔利用者数の推移〕

年度	在籍	長時間保育					短時間保育			
	合計	3歳未満	３歳児	４歳児	５歳児	計	３歳児	４歳児	５歳児	計
令和元年度	115	31	19	20	17	87	7	7	14	28
令和２年度	119	32	21	22	18	93	9	8	9	26
令和３年度	119	37	13	24	23	97	8	6	8	22
令和４年度	110	31	23	16	22	92	3	9	6	18
令和５年度	98	24	17	24	16	81	5	3	9	17

※各年度3月1日現在　町内児童数のみ計上

〔一時的保育の利用者数の推移（未就園児：年間延べ人数）〕

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実人数	1	4	1	5	2
延人数	19	84	7	53	4

〔預り保育の利用者数の推移（幼稚園型：年間延べ人数）〕

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実人数	20	8	11	13	16
延人数	485	240	195	291	360

〔延長保育の利用者数の推移（短時間保育：年間延べ人数）〕

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実人数	8	10	18	17	15
延人数	137	35	157	203	142

〔子育て支援センターの利用者数の推移（年間延べ人数）〕

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
子ども	907	878	691	991	1,153
保護者等	730	739	562	801	857

２　生殖補助医療費助成事業

令和４年度より特定不妊治療費が保険適用となったが、尚高額な自己負担がかかることから、令和５年度より 20 万円を上限として自己負担分を助成しています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実件数	3	2	4	0	1
延べ件数	6	4	8	0	1

３　妊婦一般健康診査

一般健康診査 14 回分と超音波検査 14 回分の計 28 回分を助成しています。令和５年度は 29 人、延 201 回分の一般健康診査の助成と超音波検査の助成をしています。

〔利用回数の推移（年間延べ回数）〕

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般健康診査	実 35/延 272	実 29/延 202	実 14/延 178	実 31/延 243	実 29/延 201
超音波検査	延 125	延 93	延 85	延 91	延 116

４　妊婦保健指導・栄養指導

妊娠・出産・育児についての正しい知識を持ち、健やかで安定した妊娠期を過ごせるように、保健師及び管理栄養士等による相談事業を実施しました。就労妊婦が増えている状況ですが、初妊婦には、可能な限り訪問にて面談を行いました。

〔妊婦保健指導・栄養指導の推移〕

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
母子手帳交付時	24	19	13	17	18
訪問による相談	10	1	7	6	7
栄養指導	17	36	26	11	28

※管理栄養士による栄養指導事業は、平成 29 年から実施

５　陣痛タクシー事業（令和６年度～）

安心して出産に臨めるよう、タクシー費用の助成を行っています。

６　新生児・乳児訪問事業

子どもが生まれた全家庭を対象に、保健師及び状況に合わせて子育て支援センター保育士が訪問指導を実施しています。令和５年度には、実 40 件、延 42 件の訪問を実施しました。

〔訪問世帯数の推移〕

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新生児（実/延）	24/24	17/19	14/15	10/10	22/24
乳児	6/7	9/12	6/7	8/9	18/18
合計	30/31	26/31	20/22	18/19	40/42

７　産後ケア事業（令和５年度～）

産後の体調管理や育児相談・指導が受けられる「宿泊型」、母乳ケアや育児相談・指導が受けられる「通所型」を利用する事業の助成をしています。

８　放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者の方が仕事等で昼間家庭にいない児童を対象に、放課後や学校休校日等に、生活や遊びを通して健全な育成をする事業です。奈井江小学校内の児童クラブ「なえっこ」で実施しています。令和５年度の利用登録者数は 53 人で１日平均利用者数は 22 人となっており増加傾向となっています。

定員	所在地	開設時間
40 人	奈井江小学校内 （奈井江町字奈井江 162 番地1）	■平日（午後1時 30 分～午後6時 30 分） ■土曜日（午前8時 00 分～午後6時 30 分） ■春・夏・冬休み、学校行事等による休校日 （午前8時～午後6時 30 分） ※授業の状態により変更あり

〔利用登録者数の推移〕各年３月３１日現在

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1年生（対象/利用）	28/9	31/15	28/13	36/23	29/20
2年生（対象/利用）	25/14	30/8	31/13	29/14	37/19
3年生（対象/利用）	39/15	26/9	29/4	31/5	29/11
4年生（対象/利用）	31/7	38/2	25/7	28/3	30/3
5年生（対象/利用）	32/5	31/0	38/0	25/0	29/0
6年生（対象/利用）	32/1	32/0	32/0	39/0	24/0
合計（対象/利用）	187/51	188/34	183/37	188/45	178/53
1 日平均利用人数	18	14	18	20	22

９　その他のサービス

●あそびのフェスティバル

交流プラザ「みなクル」では、毎年秋に遊びのフェスティバルを実施しています。パフォーマンスショーや、工作、ゲームの他、北翔大学の協力のもと、楽しい遊具遊びや軽スポーツ等を実施しています

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
子ども	125	中　止			92
大人	95				62
ボランティア	33				22

●０歳～高校３年生を対象に医療費の全額を助成しています。

●こどもの居場所

・子育て支援センターの開放　：午後１時 30 分～午後５時（土日祝・水曜日休み）

・役場分庁舎２階　　：午後１時 30 分～午後５時（水曜日休み）

（旧保健センター）　　午前 10 時 00 分～午後５時（土日祝日・長期休暇）

※月２回程度、公民館大ホールを利用しています。

・交流プラザ「みなクル」：プレイルームの他、子どものスペースを拡大し、たくさんの子どもたちが遊べるように遊具を揃えています。

ずどーーーん

ずどーーーん

日本一の直線道路のまち
奈井江町

第４章　分野別施策の展開

本計画では、第２章で定める基本理念を実現するために、４つの基本目標を踏襲し、総合的に施策を推進していきます。

（１）子育てをみんなでサポート

子どもを生み育てることは、親にとって大きな喜びでもありますが、時には、迷いを生じることもあります。子ども自身も日々笑ったり、泣いたり悲しんだり、出口の無い迷路にさまよいながら、その答えを見つけ大人へと成長していきます。子どもの健やかな成長のために、「地域の子どもは、地域で育てる」ことを基本に、家庭、地域、行政等が協働し、それぞれ役割を持って子育て支援に努めていきます。

（２）明るく元気な子どもをみんなでサポート

次代の担い手である子どもたちが、元気で明るく成長するためには、家庭や地域・学校そして行政が連携を密にし、子どもたちの個々の能力を引き出す施策が必要となります。ますます多様化する現代社会を生き抜くたくましさと、柔軟性、おもいやりのある子どもを育てます。

（３）のびのび健やかに生み育てる環境づくり

子どもの健全な成長は、すべての大人の願いです。安心して子どもを生み育てるためには、結婚、妊娠、出産、育児の切れ目ない支援の推進が重要です。また。乳幼児期を通して親子の健康管理、メンタルヘルスも重要です。奈井江町においては、母子保健における健康診査、産後ケア、訪問指導、保健指導をさらに充実していきます。また、近年の食の多様化に伴い、食生活の乱れが心身の健康問題に大きく関係していることから、正しい「食育」を進めます。

（４）「子どもはまちづくりのパートナー」～夢をふくらませ、みんなでまちづくり

「子どもの権利に関する条例」の基本理念に則り、「子どもの誰もが一人の人間として幸福に暮らせるまちづくり」を目指し、「子どもはまちづくりのパートナー」として、子どもの意見を聴き、子どもの目線に立った取組を進めます。

みんなでいっしょに子育て応援、

	〔施策の目標〕	〔未来につなぐ施策〕
基本目標 子育てをみんなでサポート	1．子育て支援 サービスの充実	1.子育て世代包括支援センター・こども家庭センターの運営及び設置
		2.子育て支援センターの開放
		3.子育て支援事業の充実
		4.子育て相談体制・情報提供の充実
		5.子育て支援に関する人材発掘、育成
		6.ファミリー・サポート・センター事業
		7.認定こども園と未通園の親子間交流
		8.子ども・子育て会議
		9.お誕生おめでとう事業の実施
		10.就学児童生徒への助成
		11.障がい児通所支援事業等への交通費助成
		12.奈井江商業高等学校入学者への助成
		13.スクールバスの運行
	2．教育・保育の充実	1.認定こども園事業
		2.延長保育事業
		3.一時保育事業
		4.乳児保育事業
		5.広域入所保育事業
		6.重度障がい児集団保育教室事業
		7.医療的ケアが必要な子どもの教育・保育
		8.認定こども園の多子軽減措置
		9.幼児教育・保育の無償化
		10.複数教員による授業
		11.英語指導助手の配置
		12.漢字・英語検定料の助成
		13.公設塾「ななかま」の開設
		14.高校通学費等助成事業
明るく元気な子どもをみんなでサポート	1．関係機関の連携強化	1.民生委員・児童委員活動
		2.要保護児童対策地域協議会の取組強化
		3.関係機関によるネットワークの充実
		4.子ども家庭総合支援拠点の運営
		5.救済委員会（子どもの権利に関する条例）の推進
		6.幼・小・中・高の異なる校種間連携
	2．児童生徒の健全育成	1.世代間交流機会の充実
		2.学童保育事業の推進
		3.児童生徒の居場所づくり

未来へつなぐまちづくり

	〔施策の目標〕	〔未来につなぐ施策〕
		4.芸術鑑賞会の開催
		5.図書館事業の推進
		6.認定こども園と小学校の交流
		7.学校図書の整備
		8.あいさつ運動
	3．地域が支える 子ども活動	1.青少年スポーツの推進
		2.子ども会活動の支援
		3.長期休み期間中の体育館無料開放
のびのび健やかに生み育てる環境づくり	1．親になることの 意識啓発	1.思春期教室の実施
		2.妊娠・出産等に関する情報提供及び相談
		3.妊産婦交流会の開催
	2．保健・医療・福祉 サービスの充実	1.思春期からの健康づくりの推進
		2.妊娠・分娩・産後の健康づくり
		3.陣痛タクシー
		4.産後ケア事業
		5.子どもの健康づくり
		6.幼児健康相談等事業
		7.母子栄養相談の充実
		8.小中高生すこやか健診の実施
		9.障がいや医療的ケアが必要な子への支援
		10.母子医療サービス
		11.各がん検診、健康診査等のサービス充実
		12.スクールカウンセラー活用事業
		13.就学に関する教育相談
	3．食育の充実	1.食を通じた健全育成
		2.親子料理教室の開催
		3.食生活改善教育・相談体制の整備
		4.食文化伝承のとりくみ
	4．生活環境の整備	1.通学路の安全確認
		2.なえっ子見守り隊
		3.若年夫婦世帯等の定住促進
		4.街区公園の維持管理
子どもはまちづくりのパートナー	1．子どもの まちづくりへの参画	1.子どもの権利に関する条例
		2.子どもが自由に集える環境づくり

第１節　基本目標：子育てをみんなでサポート

子どもの健やかな成長のために、「地域の子どもは、地域で育てる」ことを基本に、家庭、地域、行政等が協働し、子育て支援に努めていきます。

家庭で大切にしたいこと

- 日頃から親子の触れ合いやコミュニケーションに心がけ、子どもの健やかな成長を見守ります。
- 子育てに関する悩みは一人で抱えず、家族、友人、関係機関に積極的に相談します。
- 親同士、子ども同士が交流できる場所を積極的に利用します。

施策の目標１：子育て支援サービスの充実

ニーズ調査結果によると、地域の子育てサービスを利用していないが 70.4%となっており、「今後利用したい」「利用を増やしたい」が 57.1%となっています。

子育てに関する悩みの相談や、保護者同士の交流の機会を作る場となる子育て支援センターや子育て世代包括支援センターの利用促進を図るとともに、子育てに関連する各種団体への情報提供に努めていきます。また、子育てをサポートする人材の育成や各種助成事業を推進するとともに、誰もが気軽に相談・利用ができるような子育て支援サービスの充実を図っていきます。

事業番号	各　事　業			
1-1	事 業 名	子育て世代包括支援センター・こども家庭センターの運営及び設置	担 当 課	保健福祉課
	事業内容	子育て世代が安心して妊娠、出産、育児ができる環境の整備を図り、妊娠期から子育て期における母子保健及び子育てに関する様々な相談に対応します。		
1-2	事 業 名	子育て支援センターの開放	担 当 課	保健福祉課
	事業内容	子育て支援センターのフロアを開放し、子育て中の親子の交流や子どもの遊びの援助や、育児相談、情報提供の場として、子育て家庭の支援をします。		
1-3	事 業 名	子育て支援事業の充実	担 当 課	保健福祉課
	事業内容	子育て支援センターを活動拠点として、なかよし広場、子育て講座等を実施するとともに、交流プラザ「みなクル」や公民館など、公共施設を利用して、子育て支援事業を行う等、地域全体で子育てに取り組めるようにサポートします。		
1-4	事 業 名	子育て相談体制・情報提供の充実	担 当 課	保健福祉課
	事業内容	育児の事で聞きたいことや、児童・生徒及び保護者から教育、学校に関すること等「子育て」全般に関すること、困っていること等の悩みの相談を受け、アドバイスをします。また、くらしに役立つ本の子育て事業等について、内容の見直し、町ホームページを活用した子育てに関する情報提供の充実に努めます。		

事業番号	各　事　業			
1-5	事 業 名	子育て支援に関する人材発掘、育成	担 当 課	保健福祉課
	事業内容	子育て支援に関するニーズは多岐に渡っていることから、一人でも多く協力者を確保するため、地域と行政が一体となり、ボランティア等との連携を図りながら、特技、技術をもつ人材の発掘に努め、子育てサービスの向上を図ります。		
1-6	事 業 名	ファミリー・サポート・センター事業	担 当 課	保健福祉課
	事業内容	子どもの預かり援助を希望する人と、援助を行える人との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。状況を見ながら必要に応じた取組を検討します。		
1-7	事 業 名	認定こども園と未通園の親子間交流	担 当 課	保健福祉課
	事業内容	同じ世代の子どもを持つ親同士の交流を進めます。就学前児童検診や各行事等、皆が集まる時間を利用し親子間の交流を進めます。		
1-8	事 業 名	子ども・子育て会議	担 当 課	保健福祉課
	事業内容	子ども・子育て会議を開催し、地域全体の子育て支援施策を協議します。		
1-9	事 業 名	お誕生おめでとう事業	担 当 課	保健福祉課
	事業内容	子どもの誕生と、すこやかな成長を願い、記念品を贈呈します。		
1-10	事 業 名	就学児童生徒への助成	担 当 課	教育委員会
	事業内容	要保護世帯及び準要保護世帯の児童生徒の学用品・給食費等、就学に必要な経費を助成します。		
1-11	事 業 名	障がい児通所支援事業所・ことばの教室への交通費助成	担 当 課	保健福祉課 教育委員会
	事業内容	障がい児通所支援事業所、ことばの教室の通所に係る保護者負担を軽減するため、交通費の一部を助成します。		
1-12	事 業 名	奈井江商業高等学校入学者への助成	担 当 課	教育委員会
	事業内容	奈井江商業高等学校の特色ある教育活動や生徒の確保と存続のために、生徒確保活動費及び PR 活動費の助成を行っています。		
1-13	事 業 名	スクールバスの運行	担 当 課	教育委員会
	事業内容	遠隔地の児童生徒の交通手段を確保するため、スクールバスを運行します。		

施策の目標２：教育・保育の充実

ニーズ調査結果によると、本町の８割以上の家庭が共働き世帯となっています。
共働き世帯が、安心して預けられる、子どもの預け先に対する支援が必要です。
認定こども園における教育・保育内容の充実を図るとともに、職員の資質向上に努めていきます。
また、子どもたちが変化の激しい社会において、生きる力を備えるために、学びの環境を整え、各種事業を実施します。

事業番号	各　事　業			
2-1	事 業 名	認定こども園事業	担 当 課	保健福祉課
	事業内容	認定こども園では、３歳以上の子どもは、就労の有無に関わらず利用できます。保育士の資質の向上を図り、保護者の意見を聞きながら、今後も安心して預ける事ができる保育環境づくりを進めながら、英語、運動、食育、リトミック等の特色ある教育を行います。 また、適宜施設の改修を行い、適切な保育環境の維持に努めます。		
2-2	事 業 名	延長保育事業【地域子ども・子育て支援事業】	担 当 課	保健福祉課
	事業内容	保護者の一般的な退勤時間やニーズ等により、保育時間を拡大します。		
2-3	事 業 名	一時保育事業【地域子ども・子育て支援事業】	担 当 課	保健福祉課
	事業内容	保護者の育児疲れの解消、急な用事、多様化した就労形態に対応する為、一時的に預る制度です。今後とも、より利用しやすい体制づくりを進めます。		
2-4	事 業 名	乳児保育事業	担 当 課	保健福祉課
	事業内容	平成 12 年より生後８か月児からの受け入れを行っております。今後も保育サービスの充実を図ります。		
2-5	事 業 名	広域入所保育事業	担 当 課	保健福祉課
	事業内容	就労の状況に応じ、保護者が希望する保育所に、市町村の枠を超えて入所ができます。奈井江町でも中空知５市４町並びに美唄市と協定を結び実施しています。今後とも、連携を図りながら、様々なニーズに対応できるよう努めます。		
2-6	事 業 名	重度障がい児集団保育教室事業	担 当 課	保健福祉課
	事業内容	集団保育により健全な心身及び社会性の成長発達を促し、相互の人間性の育成を目的とし、週に２日以内で実施しています。今後とも、より利用しやすい体制づくりを進めます。		
2-7	事 業 名	医療的ケアが必要な子どもの教育・保育	担 当 課	保健福祉課
	事業内容	医療的ケアが必要な子ともが身近な地域での教育・保育が受けられるよう、総合的な支援体制を検討します。		
2-8	事 業 名	認定こども園の多子軽減措置	担 当 課	保健福祉課
	事業内容	認定こども園保育料の多子軽減措置について、世帯に３人以上の子がいる場合、第３子目以降の保育料を無料にします。		
2-9	事 業 名	幼児教育・保育の無償化	担 当 課	保健福祉課
	事業内容	３歳～５歳児の教育・保育料及び、０～２歳児のうち、町民税非課税世帯の保育料を無償化し、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図ります。		

事業番号	各 事 業			
2-10	事 業 名	複数教員による授業	担 当 課	教育委員会
	事業内容	小中学校において、同一学級内で習熟の程度等に応じた学習を行うため、複数の教員が協力して指導を実施します。		
2-11	事 業 名	英語指導助手の配置	担 当 課	教育委員会
	事業内容	児童生徒の英語力の向上や国際文化への関心を高めるために、英語指導助手を配置します。		
2-12	事 業 名	漢字・英語検定料の助成	担 当 課	教育委員会
	事業内容	児童生徒の学習成果を試す機会や目標の設定と復習的な観点から、漢字検定・英語検定を学校で実施するとともに受験料も助成します。		
2-13	事 業 名	公設塾「ななかま」の開設	担 当 課	教育委員会
	事業内容	児童生徒に家庭学習の取り組みによる基礎基本の定着など学力向上に向け支援を行います。		
2-14	事 業 名	高校通学費等助成事業	担 当 課	教育委員会
	事業内容	子ども自身の能力や適性に合わせた進路の選択肢を広げるとともに、町外の高校に進学する際の経済的負担を軽減するため、高校通学費等の一部を助成します。		

第２節　明るく元気な子どもをみんなでサポート

子どもたちが元気で明るく成長するために、家庭、地域、学校、行政が連携・協力して、たくましく、おもいやりのある子どもを育てます。

家庭で大切にしたいこと

- 子供の個性を尊重し、良いところはよく褒めて、子どもが自分自身に自信が持てるように関わります。
- 地域や学校、行政と連携し、お互いに必要な情報交換を行い、子どもの安全を守ります。
- 子どもの豊かな感性と情操、読解力や表現力を高めるため、小さい頃から本に触れる機会を心がけます。

施策の目標１：関係機関の連携強化

近年、子どもを対象とした犯罪や児童虐待が深刻な問題となっています。早期発見・対応のために、児童・生徒が通園・通学するこども園や学校との関係を密にすることはもちろん、民生児童委員や児童相談所、警察等、行政機関との連携強化に努めていきます。

事業番号	各　事　業			
1-1	事 業 名	民生委員・児童委員活動	担 当 課	保健福祉課
	事業内容	地域における身近な相談者として、地域福祉の充実を図るとともに児童の健全育成や保護を必要とする児童の把握支援を行っています。今後も児童福祉を専門に担当する主任児童委員と協力し、住民と協働した福祉活動の展開や情報提供を行います。		
1-2	事 業 名	要保護児童対策地域協議会の取組強化	担 当 課	保健福祉課
	事業内容	児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速な対応等を行うため、支援を必要とする子どもや妊婦の早期の把握や適切な支援体制の充実のため、要保護児童対策地域協議会や連絡会、ケースに応じた会議を実施します。		
1-3	事 業 名	関係機関によるネットワークの充実	担 当 課	保健福祉課
	事業内容	子育ての環境や児童虐待等の問題に関して、各種会議を開催するとともに、学校や児童相談所、警察等、関係機関との協力体制を強化し、迅速な問題解決を図ります。		
1-4	事 業 名	子ども家庭総合支援拠点の運営	担 当 課	保健福祉課
	事業内容	すべての子どもが地域で健やかに成長するよう、その家庭の様々な相談について、関係機関と連携を図りながら適切な支援に繋げていきます。		
1-5	事 業 名	救済委員会（子どもの権利に関する条例）の推進	担 当 課	教育委員会
	事業内容	「子どもの権利に関する条例」の中で救済委員会を設置しています。子どもが、いじめや虐待により、権利を侵害される等の不利益を被った場合に、迅速に対応し、救済を図ります。		
1-6	事 業 名	幼・小・中・高の異なる校種間連携	担 当 課	教育委員会
	事業内容	上級学校教員の乗り入れ指導や教職員同士の情報共有など環境の変化に対応できない児童生徒への配慮と学習への好奇心を育むよう校種間連携を推進します。		

施策の目標２：児童生徒の健全育成

近年の少子化の進行により、子ども同士、世代間の交流の機会が少なくなっています。

放課後のこどもの居場所として、安全で気軽に利用できる場の提供をするとともに、子どもたちと世代間のふれあいと交流を目的とした各事業の継続的な取組等、関係者が連携した交流機会づくりに努めます。

また、子どもたちの豊かな情操や規範意識、命の大切さ、おもいやり、人間関係を築く力や社会性、行動力を育むため、学校、家庭、地域が連携し、豊かな心を育む教育を推進します。

事業番号	各　事　業			
2-1	事 業 名	世代間交流機会の充実	担 当 課	保健福祉課 建設環境課
	事業内容	子どもたちと高齢者のふれあいと交流を目的として、こども園や子育て支援センター事業における交流を継続的に取り組むとともに、子どもたちの発想から生まれた全町一斉クリーン作戦の実施等、関係者が連携した交流機会づくりに努めます。		
2-2	事 業 名	学童保育事業の推進【地域子ども・子育て支援事業】	担 当 課	保健福祉課
	事業内容	保護者が仕事等で、昼間家庭にいない児童を対象として下校後や学校休校日に、子どもの遊び場、生活の場として運営しています。児童の保護と遊びを通して健全な育成や指導を行っています。小学校高学年まで対象として実施継続します。		
2-3	事 業 名	児童生徒の居場所づくり	担 当 課	保健福祉課
	事業内容	児童館の閉館に伴い、役場分庁舎２階で開設しているこどもの遊び場、子育て支援センターの午後開放など、幼児から生徒まで幅広く自由に来館し、遊びを通じて、自己の確立と協調性連帯意識の助長を図り、社会のルールや人間関係について学ぶ機会を作ります。遊びや催しについて、ニーズを取り入れた内容を検討するとともに、より気軽に来られる居場所づくりを目指します。		
2-4	事 業 名	芸術鑑賞会の開催	担 当 課	教育委員会
	事業内容	児童・生徒に芸術鑑賞の機会を提供し、豊かな心の育成を図ります。		
2-5	事 業 名	図書館事業の推進	担 当 課	教育委員会
	事業内容	ブックスタート事業、ブックセカンド事業、ブックサード事業を実施し乳幼児の心身両面から年齢に応じた成長を支援します。図書館でのキッズデーの実施や「本の読み聞かせ」など、読書活動を通じ、読書を楽しむ心の育成を図ります。図書館車での巡回等で、図書利用の推進を図ります。		
2-6	事 業 名	認定こども園と小学校の交流	担 当 課	保健福祉課 教育委員会
	事業内容	就学前の子どもがよりスムーズに小学校へ就学できるよう、子ども同士の交流活動や、教職員の交流活動の推進等、認定こども園と小学校の連携に努めます。		
2-7	事 業 名	学校図書の整備	担 当 課	教育委員会
	事業内容	児童生徒が読書に親しみ、読解力や表現力を高め、豊かな感性と情操を身に付けられるよう、学校図書の充実を図ります。 町図書館とのオンライン化により利用しやすい環境をつくります。		

2-8	事 業 名	あいさつ運動	担 当 課	教育委員会
	事業内容	子どもたちの豊かな情操と規範意識、社会性や人間関係を築く力を育むため、あいさつ運動を推進します。更に、春と秋の交通安全運動に合わせて地域住民とともに、「あいさつ運動」を強化します。		

施策の目標３：地域が支える子ども活動

少子高齢化に伴い、各町内会単位では子ども会活動が満足にできない地区もあり、広域的な単位での取組も進めています。また、子どもたち自らの企画運営による活動も推進しながら、子ども同士、地域とのふれあいの機会を増やすことに努めていきます。

事業番号	各 事 業			
3-1	事 業 名	青少年スポーツの推進	担 当 課	教育委員会
	事業内容	子どもの各種スポーツ行事への参加を支援し、子どもからお年寄りの交流や地域意識の助長を図るとともに、スポーツ少年団等への加入を促し、スポーツを通じた青少年の健全育成を進めます。		
3-2	事 業 名	子ども会活動の支援	担 当 課	教育委員会
	事業内容	子ども会事業の円滑な運営を図るため、広域的な子ども会活動を支援します。		
3-3	事 業 名	長期休み期間の体育館の無料開放	担 当 課	教育委員会
	事業内容	町内の小・中・高校生に対し、夏休み・冬休み期間の体育館無料開放を行い、健康な体力づくりを支援します。		

第３節　のびのび健やかに生み育てる環境づくり

安心して子どもを生み育てるために、結婚、妊娠、出産、育児の切れ目のない支援の推進が重要です。

家庭で大切にしたいこと

- 母性、父性において、一生を通じた健康づくりに心がけます。
- 子どもの早寝・早起き・朝ごはんを大切に、生活リズムを整えて健やかなこころと身体を育みます。
- 栄養バランスを心がけて食の大切さを伝え、丈夫なからだづくりを目指します。
- 子どもの「食べる力」、「生きる力」になるように、調理等に触れさせる機会を心がけます。

施策の目標１：親になることの意識啓発

少子化の進行により、子どもに接する機会の少なさから、出産を機に初めて子どもと接し、戸惑う親も多くみられます。生命の尊厳や親になることへの準備として、性に対しての正しい知識の習得や妊娠前から必要な情報を提供し、母性・父性を養うとともに、安心して出産・育児ができるための切れ目ない支援に努めていきます。

事業番号	各　事　業			
1-1	事 業 名	思春期教室の実施（性教育の充実）	担 当 課	保健福祉課 教育委員会
	事業内容	性に対する正しい知識の習得や健全な父性・母性を育くむため、中学校等の生徒に対し、現在行っている養護教諭や保健師による授業のほか、外部講師を活用し思春期教室を充実します。		
1-2	事 業 名	妊娠・出産等に関する情報提供及び相談	担 当 課	保健福祉課
	事業内容	非妊娠期からプレコンセプションケア（性や妊娠に関する正しい知識を身に着け健康管理ができるよう促すこと）をすすめ、気軽に相談できる体制を整備します。また、母性・父性を育む取組を検討します。		
1-3	事 業 名	妊産婦交流会の開催	担 当 課	保健福祉課
	事業内容	妊婦及びその家族と２～４か月児を持つ家族との交流会を開催し、親同士の相互作用の中で疑問や不安を解決できるように支援していきます。		

施策の目標２：保健・医療・福祉サービスの充実

奈井江町で安心して子どもを生み育てることができるために、保健・医療・福祉・教育の包括的な支援システムを更に強化し、必要な情報とサービスをタイムリーに提供する事が重要です。母子の疾病予防、心と体の健康の保持増進を図り、子どもの健全発達を促進するとともに、母性においては一生を通じた健康づくりに留意することが大切です。

事業番号	各　事　業			
2-1	事 業 名	思春期からの健康づくりの推進	担 当 課	保健福祉課
	事業内容	気軽に心身の相談ができる体制を整備し、思春期からの、健康保持・増進への支援をします。		
2-2	事 業 名	妊娠・分娩・産後の健康づくり	担 当 課	保健福祉課
	事業内容	母子健康手帳を交付するとともに、妊婦相談や妊産婦訪問指導を実施し、健やかな妊娠・産後を過ごせるよう支援します。		
2-3	事 業 名	陣痛タクシー	担 当 課	保健福祉課
	事業内容	陣痛が起こった際に妊婦がタクシーを利用して医療機関等へ受診等した場合にその利用料金を助成することにより、母体への負担や経済的負担を軽減し、安心安全な出産を支援します。		
2-4	事 業 名	産後ケア事業	担 当 課	保健福祉課
	事業内容	産婦に対し、心身の休養や育児に関する指導、相談に要する費用を助成することにより、母とその家族が健やかな育児ができるよう支援します。		
2-5	事 業 名	子どもの健康づくり【地域子ども・子育て支援事業】	担 当 課	保健福祉課 教育委員会
	事業内容	乳幼児訪問及び健診、ベビースクール等で、健全な成長、発達を促すよう支援します。また、歯科検診、フッ素塗布事業、フッ化物洗口事業、歯科健康教育等を実施し、早期からの歯科保健対策を強化します。		
2-6	事 業 名	幼児健康相談等事業	担 当 課	保健福祉課 教育委員会
	事業内容	５歳になる幼児を対象に、５歳児健康相談会を実施し、幼児の健康、栄養、生活面における相談支援を行います。		
2-7	事 業 名	母子栄養相談の充実	担 当 課	保健福祉課
	事業内容	妊産婦の貧血予防や栄養バランス保持のための栄養指導・相談体制を充実します。		
2-8	事 業 名	小中高生すこやか健診の実施	担 当 課	保健福祉課
	事業内容	小児期からの生活習慣病予防と健全な生活習慣確立のため、「小中高生すこやか健診」を実施し健診事後対策の強化に努めます。		
2-9	事 業 名	障がいや医療的ケアが必要な子への支援	担 当 課	保健福祉課 町民生活課
	事業内容	心身の発達について心配される子どもや、医療的ケアが必要な子どもの相談に応じるとともに、児童相談所や母子通園センター等と連携し、必要な発達支援を行います。重度心身障がい者医療費の助成を継続します。		

事業番号	各　事　業			
2-10	事 業 名	母子医療サービス【地域子ども・子育て支援事業】	担 当 課	保健福祉課 町民生活課
	事業内容	妊婦一般健康診査受診費用の助成、健診や予防接種の体制を整備するととともに、必要な情報とサービスの提供に努めます。また、不妊治療の医療費助成（生殖補助医療費助成事業、不妊治療（先進医療）費等助成事業）を実施し、不妊症に関する相談及び情報提供に努めます。子どもを育てるより良い環境を整備するため、高校３年生までの子ども医療費やひとり親家庭等医療費の助成を継続します。		
2-11	事 業 名	各がん検診、健康診査等のサービス充実	担 当 課	保健福祉課 町民生活課
	事業内容	子育て世代である保護者の健康増進のため、がんや疾病等を早期発見できるよう、各がん検診、健康診査等を受診しやすい体制整備に努めます。		
2-12	事 業 名	スクールカウンセラー活用事業	担 当 課	保健福祉課 町民生活課
	事業内容	週１回程度、中学校にスクールカウンセラーを配置し、不適応・不登校傾向にある児童・生徒や問題行動を起こす児童・生徒の教育相談活動の充実を図ります。		
2-13	事 業 名	就学に関する教育相談	担 当 課	教育委員会
	事業内容	障がいのある幼児や児童生徒一人一人の教育のニーズに応じた支援の充実を図ります。		

施策の目標３：食育の充実

飽食の時代といわれる現代において、高カロリー・高脂肪食、外食やインスタント食品、添加物の影響等、食に関する様々な問題が生じています。子どもの食をめぐる現状と課題を踏まえ、発育・発達過程に応じて“食べる力”を育てることで、食を通じた子どもの健全育成に努めることが必要です。

事業番号	各　事　業			
3-1	事 業 名	食を通じた健全育成	担 当 課	保健福祉課 教育委員会
	事業内容	乳児、幼児、学童、思春期と、発達各期において、成長過程に大切な食生活及び栄養指導・相談を実施し、食を通じた健全育成に努めます。		
3-2	事 業 名	親子料理教室の開催	担 当 課	保健福祉課
	事業内容	栄養バランスのとれた食生活の大切さについて、実習等を通して親子で楽しく学習できるように教室を開催します。「小中高生すこやか健診」の事後指導においても、食生活改善に向けた取組を強化します。		
3-3	事 業 名	食生活改善教育・相談体制の整備	担 当 課	保健福祉課 教育委員会
	事業内容	管理栄養士等による栄養相談を実施するとともに、子どもたちを取り巻く食生活に関する問題について、食生活改善協議会や認定こども園、教育委員会、学校等の関係機関で協議し、健全な食生活推進に向けて体制を強化します。		

3-4	事 業 名	食文化伝承のとりくみ	担 当 課	教育委員会
	事業内容	体験農園等や学習を通して、伝統的な食生活や食文化を伝えたり、食べることを通じた地域の交流等と併せて、「食べる力」を育むための取組を推進します。		

施策の目標４：生活環境の整備

奈井江町は、緑も多く、下水道も整備され、国道 12 号線沿いにあり交通機関も整備されたまちです。そのため、町内の企業に勤めながら、他の街からの通勤者も多く見受けられます。若年夫婦世帯及び子育て支援世帯に対し、「住んでみたい街」として、定住促進を進めるほか、子どもたちが安心して育つ環境づくりに努める必要があります。

事業番号	各 事 業			
4-1	事 業 名	通学路の安全確認	担 当 課	教育委員会
	事業内容	児童生徒が安全に通学できる通学路の確保のため、関係機関が連携し、継続的に安全対策に努めます。		
4-2	事 業 名	なえっ子見守り隊	担 当 課	教育委員会
	事業内容	なえっ子見守り隊の普及に努め、奈井江町全世帯で、子どもを守る体制づくりを進めます。		
4-3	事 業 名	若年夫婦世帯等の定住促進	担 当 課	企画財政課 建設環境課
	事業内容	町が実施している各種住環境事業の推進により、若年夫婦世帯及び子育て世帯の定住促進に努めます。		
4-4	事 業 名	街区公園の維持管理	担 当 課	建設環境課
	事業内容	子ども達が安全に安心して遊べるように、定期点検の実施と樹々や草花の維持管理を進めます。		

第４節「子どもはまちづくりのパートナー」夢をふくらませ、みんなでまちづくり

子どもの誰もが一人の人間として幸せに暮らせるまちづくりを目指し、「子どもはまちづくりのパートナー」として、子どもの意見を聴きながら、子どもの目線に立った取り組みを進めます。

家庭で大切にしたいこと

・子どもの意見を十分に聴き、尊重する環境を心がけます。
・子どもたちが社会の一員であることの認識を促し、自主性を養うよう心がけます。

施策の目標１：子どものまちづくりへの参画

奈井江町「子どもの権利に関する条例」は、子どもたちが一人の人間として生き、大人とともに社会を構成するパートナーとして認められ、権利を保障する中で、まちづくり等に積極的な参加を願うものとして、平成 14 年度に施行されました。本条例の推進とともに子どもたちの自主性を育てながら、また世代を超えた交流を促進し、人にやさしい「おもいやり」のある人間形成に取り組む必要があります。

事業番号	各　事　業			
1-1	事 業 名	子どもの権利に関する条例	担 当 課	教育委員会
	事業内容	子どもの権利に関する条例の「子どもの参加する権利」の実践のため、「子ども会議」、「町長と語る会」を開催しています。「子どもはまちづくりのパートナー」のとおり、子どもと大人がそろって、 明日の「奈井江町のまちづくり」を進めます。		
1-2	事 業 名	子どもが自由に集える環境づくり	担 当 課	保健福祉課
	事業内容	「みなクル」において、多くの子どもたちが遊びを通じて交流できるよう、気軽に来られる施設づくりとともに、世代間の交流を促し、ニーズを取り入れた各種催しを実施します。		

第５章　子ども・子育て支援サービスの量の見込みと確保策

子ども・子育て支援サービスの量の見込みについては、国の示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」算出等の手引き（以下「国の手引き」とします）」に準じ、令和６年１月実施のニーズ調査結果から算出しました。ただし、「国の手引き」は、市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの標準的な算出方法を示すものであり、地方版子ども・子育て会議等の議論等を踏まえたより効果的、効率的な方法による算出を妨げるものではないとされているため、実際の利用状況やニーズ調査の結果を勘案し、一部補正をしたものを量の見込みとしています。

〔国から提示された「量の見込み」を算出する項目〕

	対象事業	対象児童年齢
1	保育認定（３号認定）	0～２歳
2	保育認定（１号認定）	3～5歳
3	保育認定（２号認定）	3～5歳
4	一時預かり事業 ・幼稚園型 ・幼稚園型以外	 3～5歳 0～5歳
5	時間外保育事業	0～5歳
6	放課後児童健全育成事業	各学年
7	子育て短期支援事業 （ショートステイ、トワイライトステイ）	0～18歳
8	地域子育て支援拠点事業	0～2歳
9	病児保育事業	0～5歳、1～6年生
10	子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）	0～5歳、1～3年生、4～6年生
11	利用者支援事業	
12	妊婦等包括相談支援事業	
13	乳児等通園支援事業	３歳未満
14	産後ケア事業	
15	子育て世帯訪問支援事業	0～17歳
16	児童育成支援拠点事業	6～17歳
17	親子関係形成支援事業	0～17歳

第１節　幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保策

１　量の見込み

町内の教育・保育施設としては認定こども園はぐくみが１園あります。量の見込みは、以下のとおりです

	6年度（実績）	7年度（推計）	8年度（推計）	9年度（推計）	10年度（推計）	11年度（推計）
①1号認定こども（3歳以上保育の必要性なし）	17	20	20	20	20	20
②2号認定こども（3～5歳、幼稚園の利用希望が強い）	－	－	－	－	－	－
認定こども園短時間児（①＋②）	17	20	20	20	20	20
③2号認定こども（3～5歳、保育所等利用希望者）	57	61	58	56	56	52
④3号認定こども（2歳）	12	13	11	11	11	11
⑤3号認定こども（1歳）	12	10	10	10	10	10
⑥3号認定こども（0歳）	9	6	6	6	6	6
認定こども園長時間児（③＋④＋⑤＋⑥）	90	90	85	83	83	79

※６年度は 10 月１日時点の実績

２　提供体制の確保の内容及びその実施時期

認定こども園はぐくみにおいて、近年の共働きの増加に伴い、定員の変更を行い、長時間保育児 100 人、短時間保育児２０人を維持します。また、０～２歳の低年齢児については、保育士を確保し、加配する等の工夫をして対応していきます。

	7年度（推計）	8年度（推計）	9年度（推計）	10年度（推計）	11年度（推計）
①1号認定こども（3歳以上保育の必要性なし）	20	20	20	20	20
②2号認定こども（3～5歳、幼稚園の利用希望が強い）	－	－	－	－	－
認定こども園短時間児（①＋②）	20	20	20	20	20
③2号認定こども（3～5歳、保育所等利用希望者）	69	70	70	70	70
④3号認定こども（2歳）	13	12	12	12	12
⑤3号認定こども（1歳）	12	12	12	12	12
⑥3号認定こども（0歳）	6	6	6	6	6
認定こども園長時間児（③＋④＋⑤＋⑥）	100	100	100	100	100

３　幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保

認定こども園はぐくみにおいて、幼保一体的なサービスを提供していきます。また、就学前の子どもがよりスムーズに小学校へ就学できるよう、子ども同士の交流活動や、教職員の交流活動の推進等、認定こども園と小学校の連携に努めます。

第２節　地域子ども・子育て支援拠点事業の量の見込みと確保策

子ども・子育て支援事業の、新規事業として「妊婦等包括相談支援事業」、「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」、「産後ケア事業」が位置づけられました。

「妊婦等包括相談支援事業」と「産後ケア事業」は既に実施をしています。

事業の一部で実施していないものについては、ニーズ状況を踏まえ、国や周辺の市町村の動向をみながら検討していきます。

１　提供体制及びその確保策

１　子育て世代包括支援センター（利用者支援事業）

妊産婦及び乳幼児の事情に応じて、妊娠・出産・子育てに関する各種相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導等を行います。本町では、役場内に「子育て世代包括支援センター」を開設し、平日（８時 30 分～17 時）に相談対応できるよう環境を整え、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行います。

また、利用者支援事業は、一人一人の子どもが健やかに成長できる地域社会の実現に寄与するため、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行う事業です。現在、こども園、子育て支援センター、保健センター等で、子育てに関する相談や情報提供を行っており、相談しやすい体制づくりに努めていきます。

２　地域子育て支援拠点事業

乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を身近な場所で実施する事業です。本町では、親子の遊びの場として、子育て支援センターで、平日の午前９時 30 分～11 時 30 分（火曜日のみ午前と午後１時 30 分～３時 30 分）に交流活動室を開放していますが、未開放時も交流プラザ「みなクル」を親子が利用しやすいように整備するとともに、各催し等を行います。

また、子どもの居場所として、子育て支援センターを小学生向けに午後開放を行っているほか、閉館した児童館の代替施設として、役場分庁舎２階に人員を配置し運営をしています。

３　妊婦一般健康診査

妊婦の健康保持及び増進を図るため、28 回分（一般健康診査及び超音波検査 14 回）の受診票を配布しています。引き続き、助成を継続していきます。

４　乳幼児全戸訪問事業（新生児、乳児訪問指導事業）

母子保健法に基づく、新生児、乳幼児訪問指導として、子どもが生まれた全家庭を対象に、保健師や子育て支援センター保育士が訪問しています。今後も、乳児のいる全家庭に対し、実施していくとともに、子育て家庭に対する情報提供や、養育環境等の把握を行っていきます。

５　養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための相談支援や、育児・家事援助等を行う事業です。現在実施していませんが、今後のニーズの状況により検討していきます。

６　子育て短期支援事業

短期入所生活援助（ショートステイ）事業と夜間養護等（トワイライトステイ）事業があります。ショートステイは、保護者が、疾病・疲労等の身体上・精神上・環境上の理由により子どもの養育が困難となった場合等に、児童養護施設等の保護を適切に行うことができる施設において原則として７日以内の養育・保護を行う事業です。トワイライトステイは、平日の夜間又は休日に不在となり、児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設等保護を適切に行うことができる施設において児童を預かる事業です。

事業者の参入が難しいため、実施は見送りますが、実施施設について情報提供し、支援に繋げます。

７　ファミリー・サポート・センター事業

子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人と、援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。今後、ニーズに応じて、実施を検討します。

８　一時預かり事業

乳幼児について、主に昼間に保育所その他の場所において、一時的に預かる事業です。認定こども園はぐくみで実施しています。引き続き、こども園で実施するとともに、気軽に利用できるよう情報の周知等に努めていきます。

９　延長保育事業

保育標準時間を超える 11 時間以上の開所時間で保育を行う事業です。現在、本町では保護者の就労時間やニーズ等に合わせて 11 時間の保育を実施しています。

１０　病児保育事業

子どもが発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応を行う事業です。今後のニーズに応じて、医療機関等とも協議しながら検討していきます。

１１　放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

共働き家庭等留守家庭の小学校に通う児童に対して、学校の余裕教室、公民館等で、放課後に適切な遊び、生活の場として、その健全育成を図る事業です。奈井江小学校内の児童クラブ「なえっこ」で、定員 40 人で実施しています。今後も児童の保護と遊びを通して健全な育成や指導に努めていきます。

１２　実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。対象となるケースが発生した場合に、実施を検討していきます。

１３　多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。対象となるケースが発生した場合に、実施を検討していきます。

１４　妊婦等包括相談支援事業

妊婦とその配偶者に対し、面談等により情報提供や相談等を行い、妊娠時から育児期へ切れ目のない伴走型支援をします。

１５　乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）R8.4～

６か月から３歳未満を対象に、就労要件を問わず、時間単位（上限あり）でこども園等を利用できる制度です。実施に向け検討していきます。

１６　産後ケア事業

産後の体調管理や育児相談・指導が受けられる「宿泊型」、母乳ケアや育児相談・指導が受けられる「通所型」を利用する事業の助成をしています。

１７　子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して、不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦等がいる家庭を訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

今後、ニーズに応じて、実施を検討します。

１８　児童育成支援拠点

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行い、個々に応じた支援を包括的に提供する事業です。

今後、ニーズに応じて、実施を検討します。

１９　親子関係形成支援事業

児童との関り方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク等を通じて情報の提供、相談、助言を実施することにより同じ悩み等を抱える保護者同士が相互に相談・共有できる場を設け親子間の適切な関係性の構築を図る事業です。

今後、ニーズに応じて、実施を検討します。

２　量の見込みと確保策（数値目標）

		令和6年（実績）	令和7年	令和8年	令和9年	令和 10 年	令和 11 年
利用者支援事業	見込量	1か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	確保策	1か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
地域子育て支援拠点事業（1ヶ月希望者延人数）	見込量	219	179	169	169	169	169
	確保策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
妊婦健康診査　（年間延回数）	見込量	280	280	280	280	280	280
	確保策	280	280	280	280	280	280
乳児家庭全戸訪問事業（新生児・妊産婦訪問事業）　（年間訪問回数）	見込量	13	20	18	18	18	18
	確保策	20	20	18	18	18	18
養育支援訪問事業	見込量	未実施	－	－	－	－	－
	確保策		－	－	－	－	－
ファミリー・サポート・センター事業	見込量	未実施	－	－	－	－	－
	確保策		－	－	－	－	－
延長保育事業　（希望児数）	見込量	16	17	16	16	16	15
	確保策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
病児保育事業（年間延利用希望人数）	見込量	未実施	167	159	155	155	151
	確保策		検討	検討	検討	検討	検討
一時預かり事業　幼稚園型（年間利用日数）	見込量	360	162	155	148	148	141
	確保策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
一時預かり事業　幼稚園型以外（実人数/年間利用日数）	見込量	2/4	3/34	3/34	3/34	3/34	3/34
	確保策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
子育て短期支援事業（利用希望世帯数）	見込量	未実施	－	－	－	－	－
	確保策		－	－	－	－	－
放課後児童健全育成事業（登録希望者数）	1年生	14	13	16	12	10	7
	2年生	19	16	12	16	11	13
	3年生	13	14	13	12	15	15
	4年生	2	7	9	10	7	9
	5年生	1	11	7	9	9	6
	6年生	0	10	12	8	8	8
	計	49	71	69	67	60	58
	確保策	50	71	69	67	60	58
妊婦等包括相談支援事業（新）（対象世帯数）	見込量		20	18	18	18	18
	確保策		20	18	18	18	18
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度（新））　（対象人数）	見込量			24	24	24	24
	確保策			25	25	25	25
産後ケア事業（新）（対象人数）	見込量	13	20	18	18	18	18
	確保策	20	20	18	18	18	18
子育て世帯訪問支援事業（新）（対象世帯数）	見込量	未実施	5	5	4	4	4
	確保策		－	－	－	－	－

		令和6年 （実績）	令和7年	令和8年	令和9年	令和 10 年	令和 11 年
児童育成支援拠点（新） （対象人数）	見込量	未実施	2	2	2	2	3
	確保策		－	－	－	－	－
親子関係形成支援事業（新） （対象世帯数）	見込量	未実施	2	2	1	1	1
	確保策		－	－	－	－	－

第６章　計画の推進

第１節　計画の推進に当たっての役割分担と連携

本計画における多くの事業は、地域全体が総力をあげて取り組むべき大きな課題であるため様々な広報活動や生涯学習等の学習機会を通じて、住民の意識啓発を推進します。

また、本計画における多くの事業は、人と人とのふれあいや、様々な人たちとのかかわりが重要な要素です。子どもを含む住民と各種関係団体との連携に努め、施策を推進していきます。

さらに、本計画における施策・事業は、保健福祉課、建設環境課、教育委員会等、様々な課に及びます。住民に効率的かつ効果的なサービスを提供するため、関係各課の役割分担と連携により、施策の効果的な推進を図ります。

第２節　計画の進行管理

本計画の施策・事業の実施に当たっては、国や道等関係機関との情報交換、連携を強化するとともに、今後の社会・経済情勢の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、限られた財源の中で必要な施策・事業を、可能な限り着実に推進するよう努めます。

このため、ＰＤＣＡサイクルに基づき、計画の実施状況について、定期的な点検・評価を行うとともに、その後の対策については、住民の意見を反映させながら検討を行い、必要に応じて変更等の措置を講じるよう努めていきます。

なお、計画の策定に向けては、子育ての当事者や支援者、保育・教育関係者等から構成される「奈井江町子ども・子育て会議」にて議論を行っており、計画における実施状況や評価については、子ども・子育て会議で審議を行っていきます。

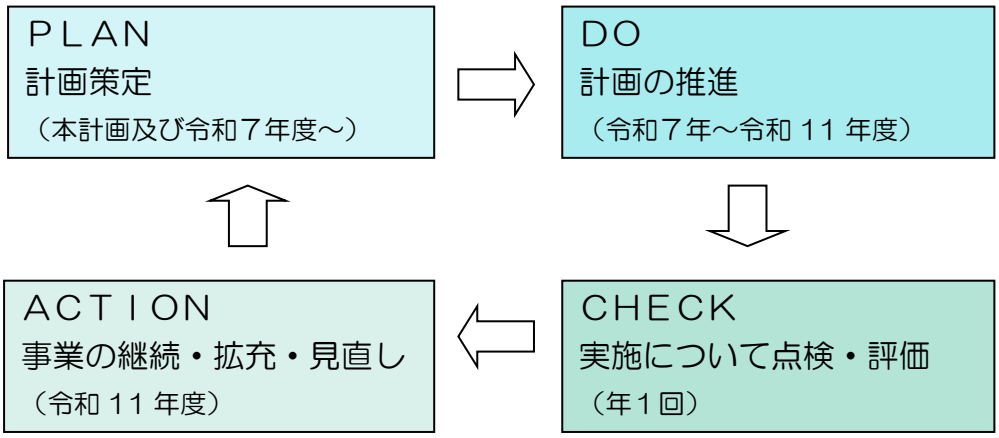

資料編

■資料１　子ども・子育て会議　条例

■資料２　子ども・子育て会議委員名簿

■資料３　計画策定の経過

資料１　条例

〇奈井江町子ども・子育て会議設置条例

平成25年６月25日条例第20号

奈井江町子ども・子育て会議設置条例

（設置）

第１条　奈井江町における子ども・子育て支援に関する施策を推進するため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第１項の規定に基づき、奈井江町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　子育て会議は、法第72条第１項各号に掲げる事項を行うものとする。

（組織）

第３条　子育て会議は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する20名以内の委員で組織する。

（１）　子どもの保護者

（２）　子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

（３）　子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者

（４）　その他町長が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　子育て会議に、会長及び副会長を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選によって選任する。

３　会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　会長は、子育て会議に必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（報酬及び費用弁償）

第７条　委員会の委員には、奈井江町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに嘱託手当等に関する条例（昭和31年条例第15条）の規定により、報酬及び費用弁償を支給する。

（処務）

第８条　子育て会議の処務は、保健福祉課において行う。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成27年６月18日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和元年６月19日条例第10号抄）

（施行期日）

１　この条例は、令和元年７月１日から施行する。

附　則（令和３年３月16日条例第４号抄）

（施行期日）

１　この条例は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和５年６月20日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

資料２　子ども・子育て会議委員名簿

種別	団体名等	氏名	備考
教育関係機関	奈井江小学校　校長	立山　　正和	副会長
	奈井江中学校　教頭	平井　　数矢	
福祉関係機関	奈井江町認定こども園	松本　　道代	
	奈井江町民生（児童）委員協議会	本濃　　幸彦	
	奈井江町民生（児童）委員協議会	中村　　尚子	
民間・ 一般関係者	ファミリーホーム「ぶどう」代表	近藤　　太一	会長
	奈井江小学校保護者	北　　麻衣	
	奈井江小学校保護者	櫻井　　百花	
	奈井江中学校保護者	寺崎　　基次	
	奈井江中学校保護者	下川　　貴子	
	認定こども園保護者（長時間利用）	菊地　あゆみ	
	認定こども園保護者（長時間利用）	皆川　　桂子	
	認定こども園保護者（短時間利用）	向敷　　尚子	
	認定こども園保護者（父親）	中林　　覚	
	奈井江町子ども会育成連絡協議会	小林　衣梨奈	
オブザーバー	奈井江町教育委員会	井上　　圭世	
	奈井江町保健センター	山田　　朋子	

資料３　計画策定の経過

年月日	計画策定に係る協議及び作業内容
令和６年１月～２月 ４月	◎子育て支援に関するアンケート調査の実施
６月 19 日	◎令和６年度第１回子ども・子育て会議 （1）子育て支援に関するアンケート調査の結果について （2）北町児童館について （3）子育てに係る課題や子育て支援等に関する意見交換
11 月 27 日	◎第２回子ども・子育て会議 （1）奈井江町子ども・子育て支援事業計画（第３期）素案について （2）基本理念及び基本目標について （3）子育てに係る課題や子育て支援等に関する意見交換
令和７年１月　８日	◎第３回子ども・子育て会議 （1）奈井江町子ども・子育て支援事業計画（第３期）について ①分野別の施策 ②教育・保育の量の見込みと確保策について ③計画の推進について （2）子育てに係る課題や子育て支援等に関する意見交換
１月 15 日～ 31 日	◎計画（案）に対するパブリックコメント（町民意見募集） ※計画（案）を関係部署、庁舎で配布し、町 HP に掲載
２月１２日	◎第４回子ども・子育て会議 （1）奈井江町子ども・子育て支援事業計画（第３期）について （2）計画の評価・推進方法について ◎奈井江町子ども・子育て支援事業計画（第３期）の完成

奈井江町子ども・子育て支援事業計画【第３期】

令和７年３月
奈井江町　保健福祉課子育て支援係

〒079-0392　北海道空知郡奈井江町字奈井江１１番地
電話　0125（74）6117　FAX　0125（65）2809